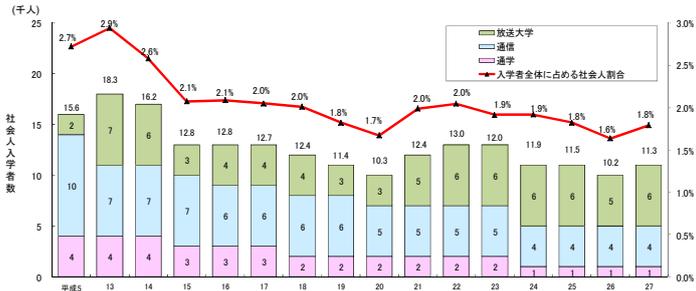


大学・専修学校の社会人入学者数の推移

大学、大学院の正規課程への社会人入学者数は、ここ数年、微増・微減があり、横ばい傾向である。短期大学、専修学校の正規課程への社会人入学者数は、減少傾向である。

大学

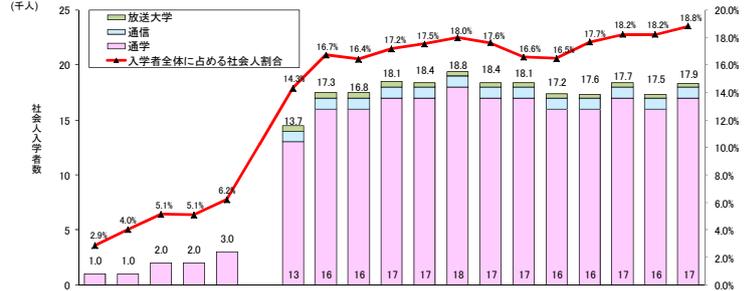
大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人がピークに、平成20年度の約1.0万人まで減少。その後増減し、平成27年度は約1.1万人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
 ※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から推分)
 ※ 通信及び放送大学の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。
 出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

大学院

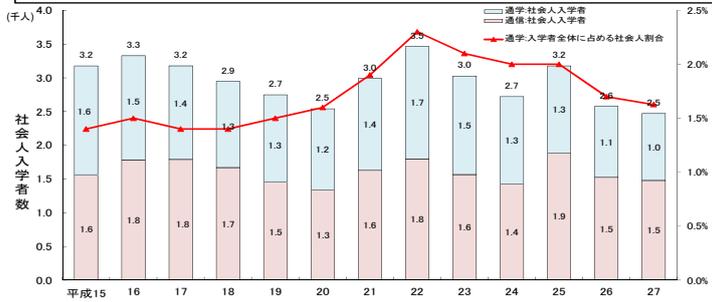
博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年度の約1.9万人をピークに微減し、平成27年度は約1.8万人。



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から推分)
 ※ 通学の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に就いている者)、経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。
 出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

短期大学

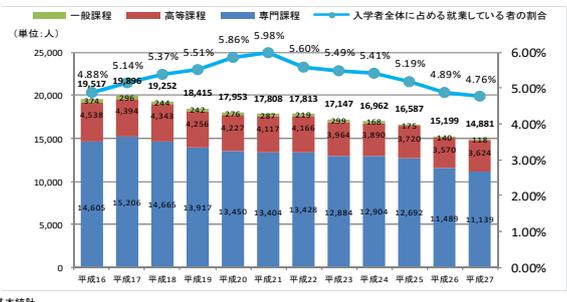
短期大学士課程への社会人入学者数は平成22年度の約3,500人をピークに平成20年度の約2,500人まで減少。その後、増加・減少を繰り返し、平成27年度は約2,500人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
 ※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から推分)
 ※ 通信の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。
 出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

専修学校

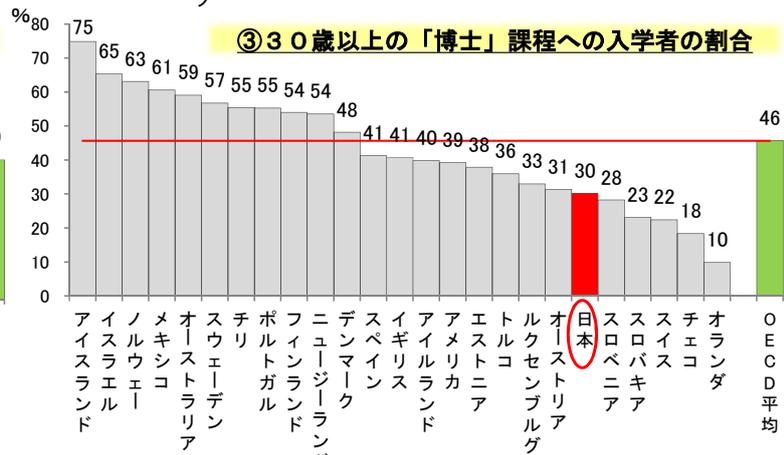
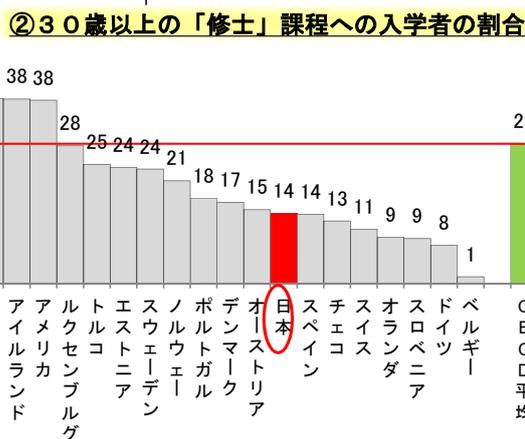
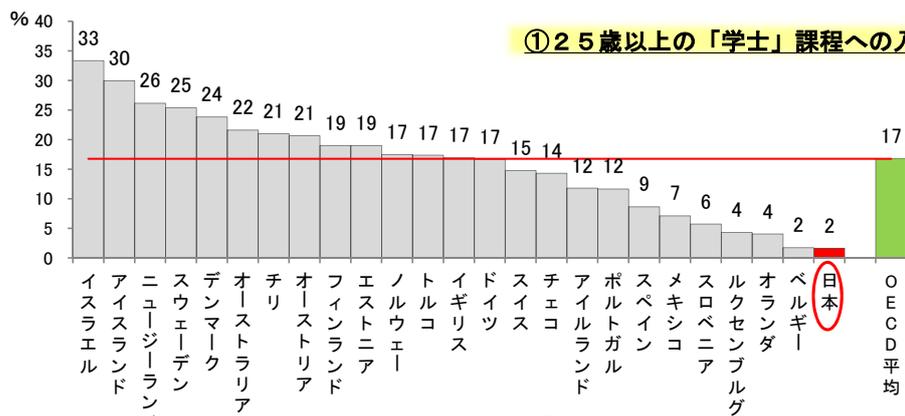
専修学校への入学者のうち就業している者の数は平成17年度をピークに減少し、平成27年度の入学者のうち就業している者は、約1万5千人。



出典：学校基本統計
 「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をい。自家業・自家業を営んでいる者を含み、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含まない。

各国の高等教育における社会人入学者の割合(2014年)

日本の「学士」課程、「修士」課程及び「博士」課程における社会人入学者の割合は、低いものにとどまっている。



出典：OECD Education at a Glance (2016)。留学生を除いた入学者に占める25歳又は30歳以上の割合

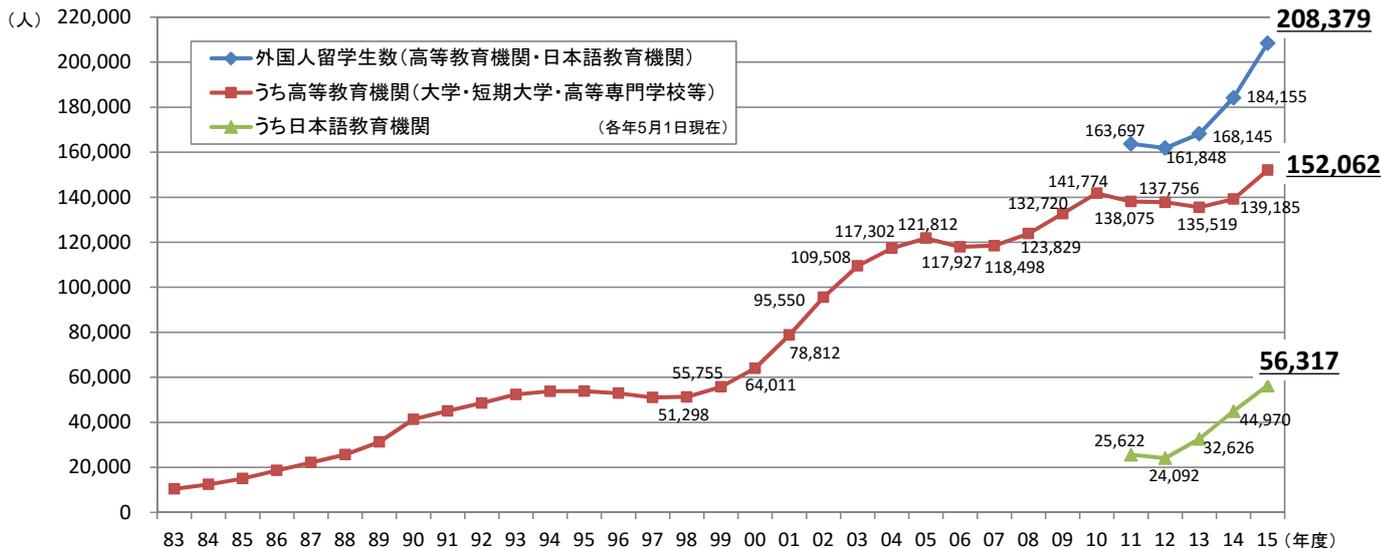
ただし、日本の数値については、①「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(留学生を含む)。

②「学校基本統計」による修士課程及び専門職学位課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

我が国の外国人留学生の受入れの現状

外国人留学生数は全体として増加傾向。特に日本語教育機関の在籍者が顕著に増加。国地域別では、中国・韓国が減少し、ベトナム・ネパールが大幅に増加。

推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

2015年5月1日現在

出身国・地域別

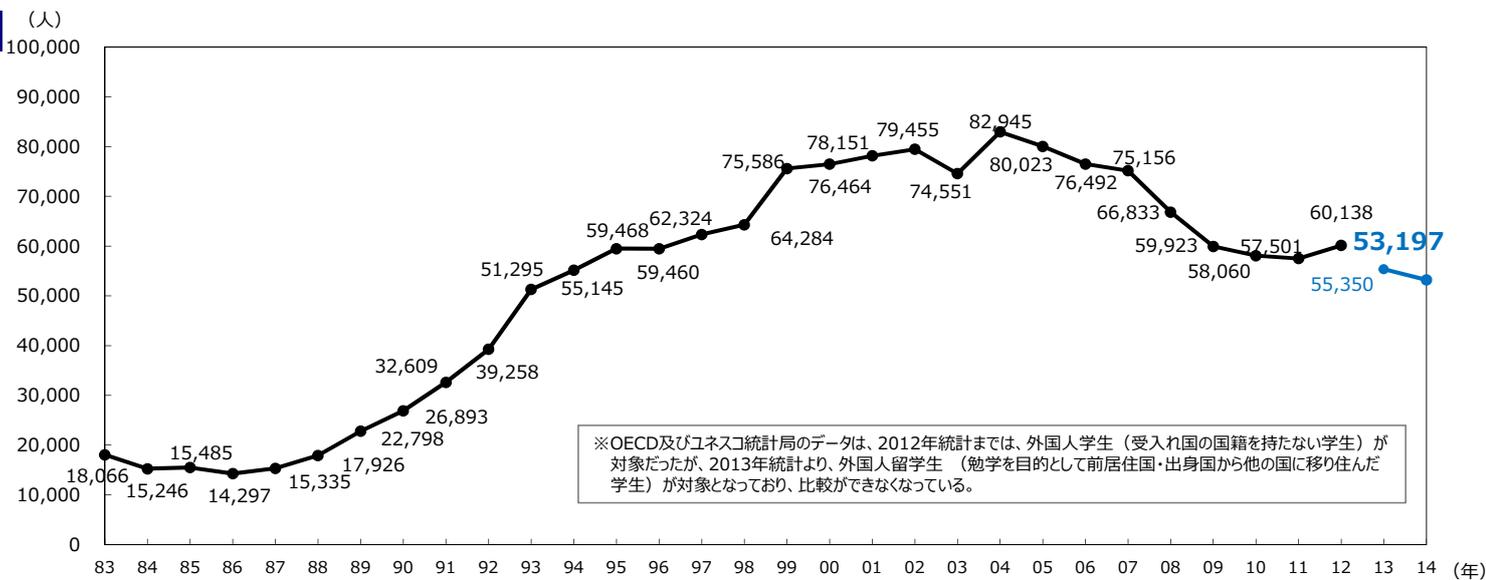
国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
中国	94,111 (94,399)	△288	タイ	3,526 (3,250)	276
ベトナム	38,882 (26,439)	12,443	ミャンマー	2,755 (1,935)	820
ネパール	16,250 (10,448)	5,802	マレーシア	2,594 (2,475)	119
韓国	15,279 (15,777)	△498	米国	2,423 (2,152)	271
台湾	7,314 (6,231)	1,083	その他	21,645 (17,861)	3,784
インドネシア	3,600 (3,188)	412	合計	208,379 (184,155)	24,224

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

日本人の海外留学の現状

日本人留学生数は、2004年の8.3万人をピークに減少傾向。

推移



※OECD及びユネスコ統計局のデータは、2012年統計までは、外国人学生(受入れ国の国籍を持たない学生)が対象だったが、2013年統計より、外国人留学生(勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生)が対象となっており、比較ができなくなっている。

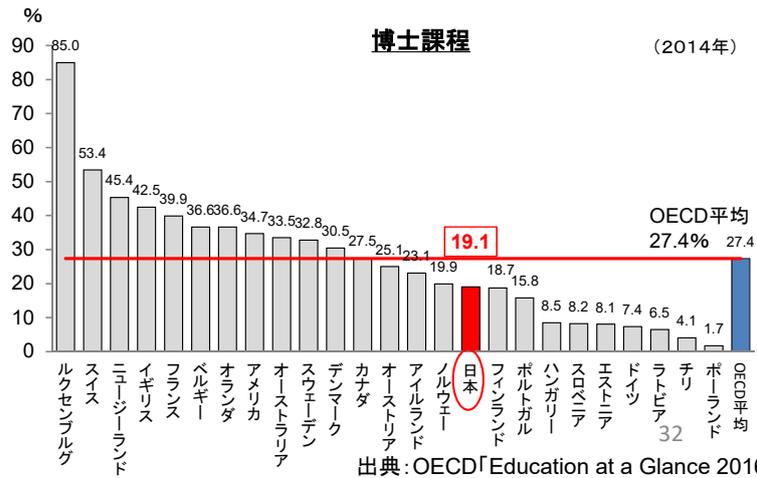
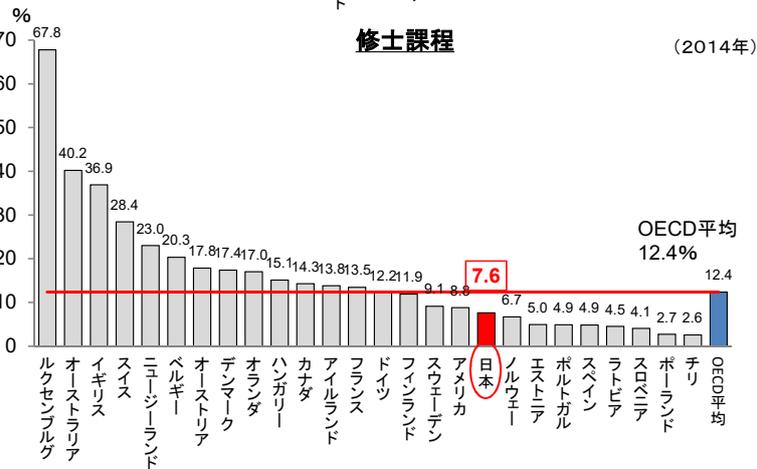
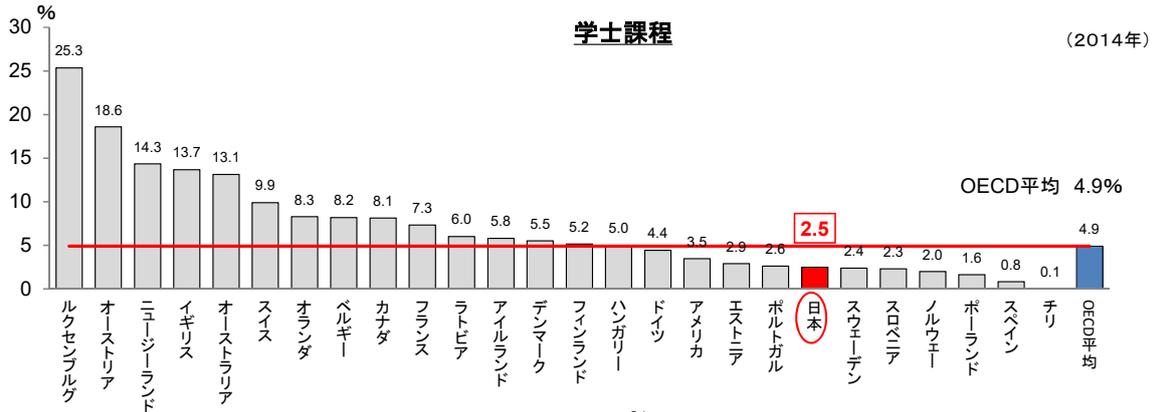
(出典) OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

派遣先国・地域別

国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
米国	19,064 (19,334)	△270	フランス	1,540 (1,362)	178
中国	15,057 (17,226)	△2,169	韓国	1,212 (1,154)	58
台湾	5,816 (5,798)	18	ニュージーランド	774 (729)	45
英国	3,089 (3,071)	18	ブラジル	606 (-)	-
オーストラリア	1,817 (1,732)	85	その他	2,445 (2,449)	△4
ドイツ	1,777 (1,658)	119	合計	53,197 (55,350)	△2,153

各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生在が占める割合は、OECD平均は4.9%であるのに対して、日本は2.5%にとどまる。修士課程については、OECD平均は12.4%であるのに対して、日本は7.6%。博士課程については、OECD平均は27.4%であるのに対して、日本は19.1%と、イギリスやアメリカ等と比較して少ない。



出典: OECD「Education at a Glance 2016」

5. その他

特色ある改革に取り組む私立大学の例



立教大学

人材育成・社会貢献の機能強化
通常の高校を卒業した学生に対し、**国際経営学の専門科目を2年次学期から英語で履修できる能力を育成**するため、専門教育科目と連動しつつ段階的にレベルアップする英語の授業を実施。

国際基督教大学

人材育成・社会貢献の機能強化
准教授以上が学生一人一人の履修計画等に対して指導・助言するアドバイザー制度を実施。4年生の必修科目である「**UIペダルアーツ英語プログラム**」では教員による個別指導の時間が必ず設けられ、きめ細やかな指導が繰り返される。

金沢工業大学

人材育成・社会貢献の機能強化
学生一人一人のポートフォリオを作成し、一週間単位、学期単位で自らの目標の達成度や、どのような能力を身に付けたかを確認（**KITポートフォリオシステム**）。修学アドバイザーとの個人面談や自己評価を通じて、学修のPDCAサイクルを確立。

国際大学

人材育成・社会貢献の機能強化
グローバルリーダーの養成を目指す大学院大学（南魚沼市）。学内の**公用語を英語化**。エコノミスト社のMBAランキングにおいて、**日本で唯一ランキング**。

松本大学

地方創生人材の育成
大学と地方自治体、地元企業が連携し、「ひとづくり」「まちづくり」「健康づくり」という地域課題を解決するための事業を実施。「**地域づくりコーディネーターの養成・認定**」、学生や地域の人々が入り交えて交流・相談を行う「**地域づくり考房『ゆめ』**」を設立。

青山学院、上智、東京理科、立教、明治

人材育成・社会貢献の機能強化
学生の主体性を引き出す教育を実現することを目的に、（一社）Future Skills Project研究会を設立。**複数の大学・企業間の連携**により、1年生前期に、企業からの課題に対して学生が**グループワークを重ね、アイデアをプレゼンテーションし、それを企業が評価する**という体験型学習の講座を実施。

早稲田大学

人材育成・社会貢献の機能強化
学部横断のエデュケーションセンター、ライティングセンターで少人数・個人指導を実施。少人数の英語教育では、学生4人に指導者1人の割合。政経学部の「**フレッシュマンセミナー**」では、大量の書物・論文を読み込み、レポートを書く力を鍛え上げる。

慶應義塾大学

人材育成・社会貢献の機能強化
本格的な**文理融合環境と産学連携**により、世界に先駆けて高齢化と成熟化が進む我が国の発展を先導する**高度博士人材を育成**。5年間で**主専攻修士、副専攻修士と主専攻博士の学位**を取得。

玉川大学

人材育成・社会貢献の機能強化
履修単位数の上限（1学期あたり16単位、4年間で最大128単位）を定め、履修する科目の単位を落とさないようにすることで、学生の**学修時間を増加**。

慶應義塾大学

イノベーション創出拠点
幹細胞医学研究に係る**世界的な研究拠点**を形成。霊長類疾患モデルにより、**ヒトIPS細胞やES細胞を用いた再生医療の実現に向けた世界最先端の研究**を実施。
大学スピンオフの**バイオベンチャー企業**（山形県鶴岡市）において、高性能タンパク質素材であるクモの糸を人工的に合成し、**次世代バイオ素材として実用化する研究開発**を実施。

同志社大学

グローバル人材育成
人文社会系6学部の共同プログラム（ILA）を設け、すべて英語のコースで留学生・日本時学生とともに学ぶ。
スタンフォード大学の学部生が受講する、シリコンバレーのイノベーション等に関する講義を、**米国の学生とともに受講する「スタンフォード大学科目」**を開講。

東京理科大学

イノベーション創出拠点
他の大学に類を見ない**火災リスク研究**で、名実ともに世界最高水準の研究拠点を確立。**火災リスク分析**の研究により、世界特に東アジアの諸都市の火災安全に多大なる貢献。

芝浦工業大学

イノベーション創出拠点
2006年に立ち上げたナノエレクトロニクス研究室において、**低抵抗銅配線や超低抵抗グラフェン配線など高性能材料の研究開発**を行い、電気機器の電力効率の向上に寄与。

北里大学

イノベーション創出拠点
創立100年、生命科学を学ぶ総合大学として確立。約50年奉職している**大村留名堂教授**が、感染症の画期的治療法の発明にて、**2015年ノーベル生理学・医学賞**を受賞。

文化学園大学

グローバル人材育成
ファッション教育の国際拠点として、**世界約20か国から1300名を超える留学生**を受け入れ、高度な専門教育を実施。服飾文化研究等をデータベース化した「**文化ファッション研究機構**」を共同研究拠点として、世界に向けて研究成果を発信。

早稲田大学

グローバル人材育成
高い目標を掲げる「Waseda Vision 150」（長期戦略）と、総長のリーダーシップの下、全学的に国際化を加速。**留学生数は日本一、英語のみで学位を取れるプログラムを6学部**に設置。国際アドミッションオフィスや国際課を整備するとともに、**学部横断のエデュケーションセンター、ライティングセンター**で少人数・個人指導を実施。

国際基督教大学

グローバル人材育成
建学以来、日本語と英語による**バイリンガル教育**を徹底。准教授以上が学生一人ひとりに対して、履修計画の指導・助言する**アドバイザー制度**を抜本的に充実。学生の日本語と英語による論文作成指導を行う**ライティングセンター**を完備した。（外国人教員等の比率は91.9% 卒業時までの留學経験者の割合56.5%）

目白大学

グローバル人材育成
都内で韓国語関係の学科を有する唯一の大学。**学生全員が1年間、韓国の提携大学に留学**する。希望者は留學を継続し、努力次第で、**日韓両大学の学位**を取得することが可能。

< 私立大学における地方創生人材の育成、地域社会貢献等に関する取組 >

広島修道大学（広島県）
「**地域イノベーション人材**」の育成を目指す「**ひろしま未来協創プロジェクト**」を実施。広島県内各地に、地域と教職員・学生の連携・協同を促すための交流拠点（**地域協創スタジオ：ちいスタ**）を設置。

日本文理大学（大分県）
「**おおいた地域創成人材の育成**」を掲げ、地域創生に必要なスキル育成のための学部共同型「**地域づくり副専攻**」の開設や、**地域志向プロジェクト研究の実施**等、教育・研究両面で地域に貢献。

鹿児島国際大学（鹿児島県）
地元の南大隅町や垂水市と連携協定を締結。地元企業での学生のフィールドワークによる**地元企業への就業促進**や、「**地域づくり**」をテーマにした**町からの委託研究**等を実施。

羽衣国際大学（大阪府）
京都・大阪・和歌山の市区町と連携し、**商店街活性化事業**、地元特産物を使ったレシピの開発・販売による観光客誘致などの**過疎化対策支援**、学生による**地域の食育活動**を実施。

静岡産業大学（静岡県）
自治体や産業界から様々な**課題解決プロジェクト**を受け入れ、学生の正規科目として立ち上げ。地域課題解決型スタディを通じて学生を「**大化け**」させ、地域社会に貢献する職業人・リーダーの育成を目指す。

長浜バイオ大学（滋賀県）
滋賀県・長浜市が設けた特区（サイエンスパーク）内に立地。バイオ教育研究の中核機関であるとともに、**複数企業が隣接しバイオクラスターを形成**。インキュベーションセンター設置、実用化研究、ベンチャー企業への支援など**産学官が連携した実学教育**を実現。

北海学園大学（北海道）
UR都市機構と包括協定を結び、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域における少子化・高齢化などの諸課題に対応する取組みを協働実施。団地の**ミクスドコミュニティ**（多様な階層が共棲する社会）としての再生を目指す。

石巻専修大学（宮城県）
被災地復興に向けたボランティア活動の拠点となった。被災の記憶をとどめるためのアーカイブ化や地域の小中高校と連携した**復興教育**を展開。

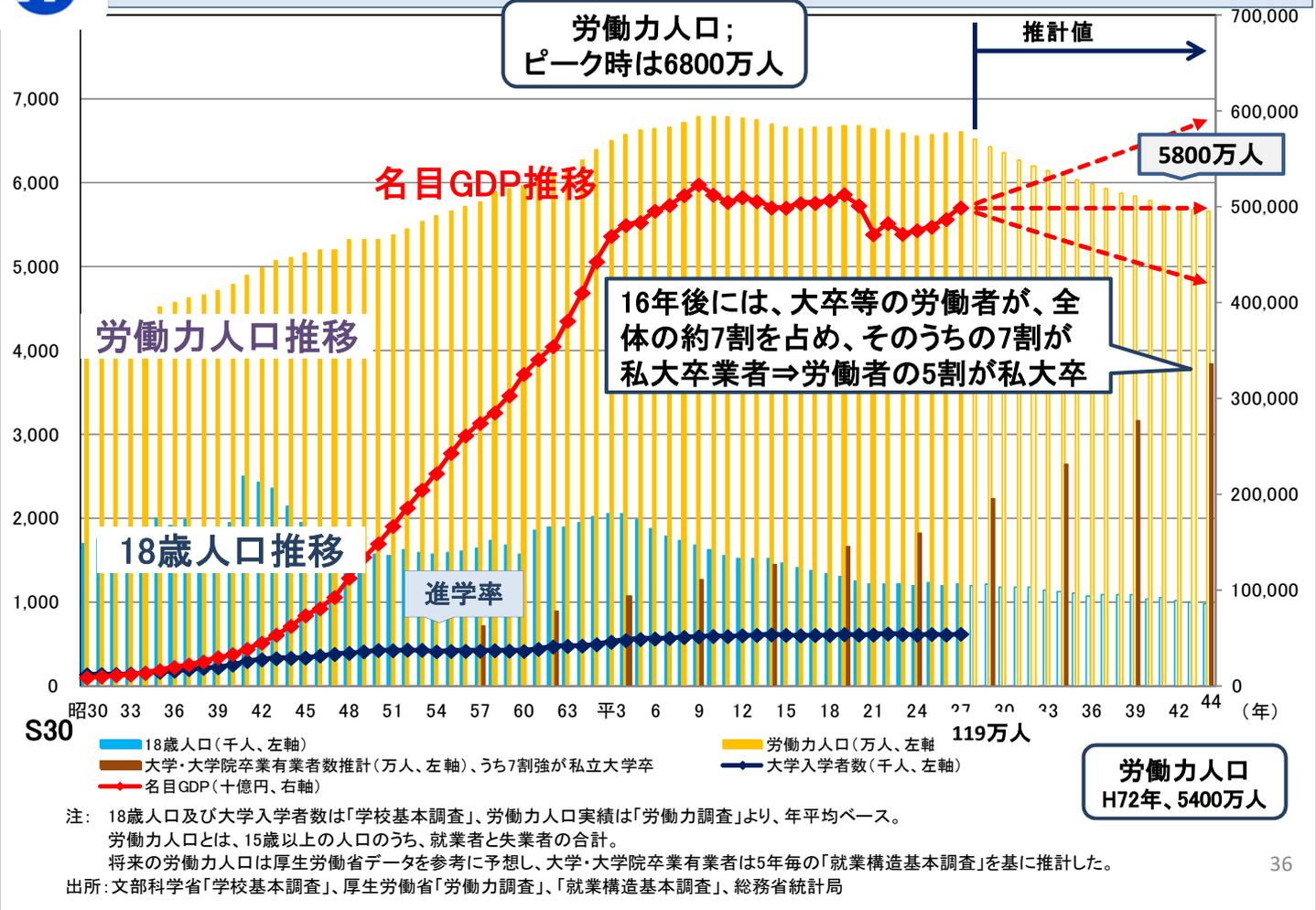
松本大学（長野県）
大学と地方自治体、地元企業が連携し、「ひとづくり」「まちづくり」「健康づくり」という地域課題を解決するため、「**地域づくりコーディネーター**」の養成・認定や、学生や地域の人々が入り交えて交流・相談を行う「**地域づくり考房『ゆめ』**」を設立。

女子栄養大学（埼玉県）
埼玉県板戸市と、**市民の健康づくりに関する連携協力協定書**を締結し、市や小中学校、民間ボランティア団体と協力し、市民の食生活の改善のためのきめ細かな栄養指導を展開。**年間約10億円の医療介護費削減**を達成。

（出典）日本私立大学団体連合会「明日を拓く 私立大学の多様で特色ある取組み」等を参考に文部科学省作成



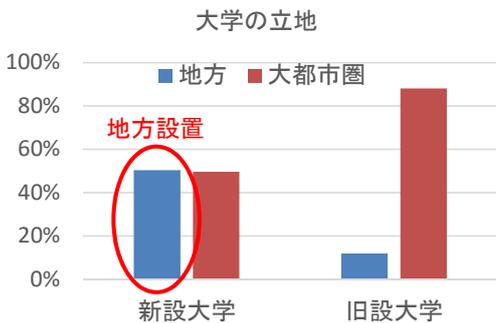
図表1 我が国国力と労働力人口、うち大卒、私大卒労働力の推移と位置付け



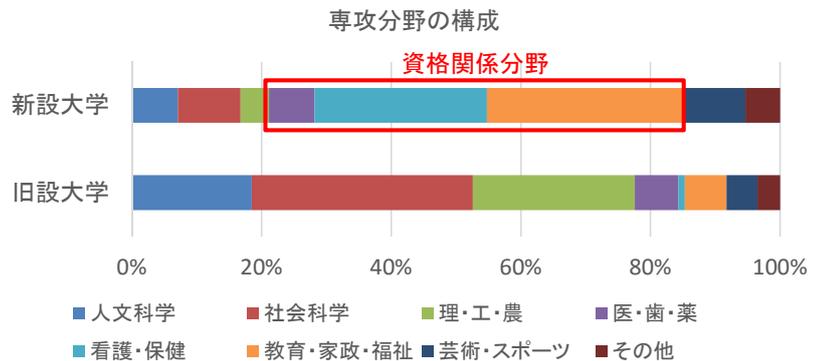
新設大学の特徴

平成10年以降に新設された私立大学(161校、学生数14.3万人)の特徴を昭和34年までに設置された旧設私立大学(134校、学生数109.1万人)との比較により分析

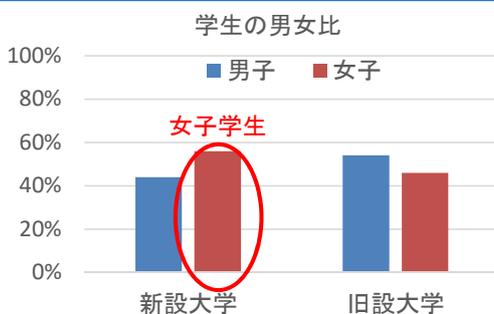
○新設大学に通う学生の約半数は地方に設置されている大学に在籍



○新設大学では教育・家政・福祉、看護・保健、薬などの資格関係分野が6割以上



○新設大学は女子学生の方が多い



新設大学(私立)の特徴

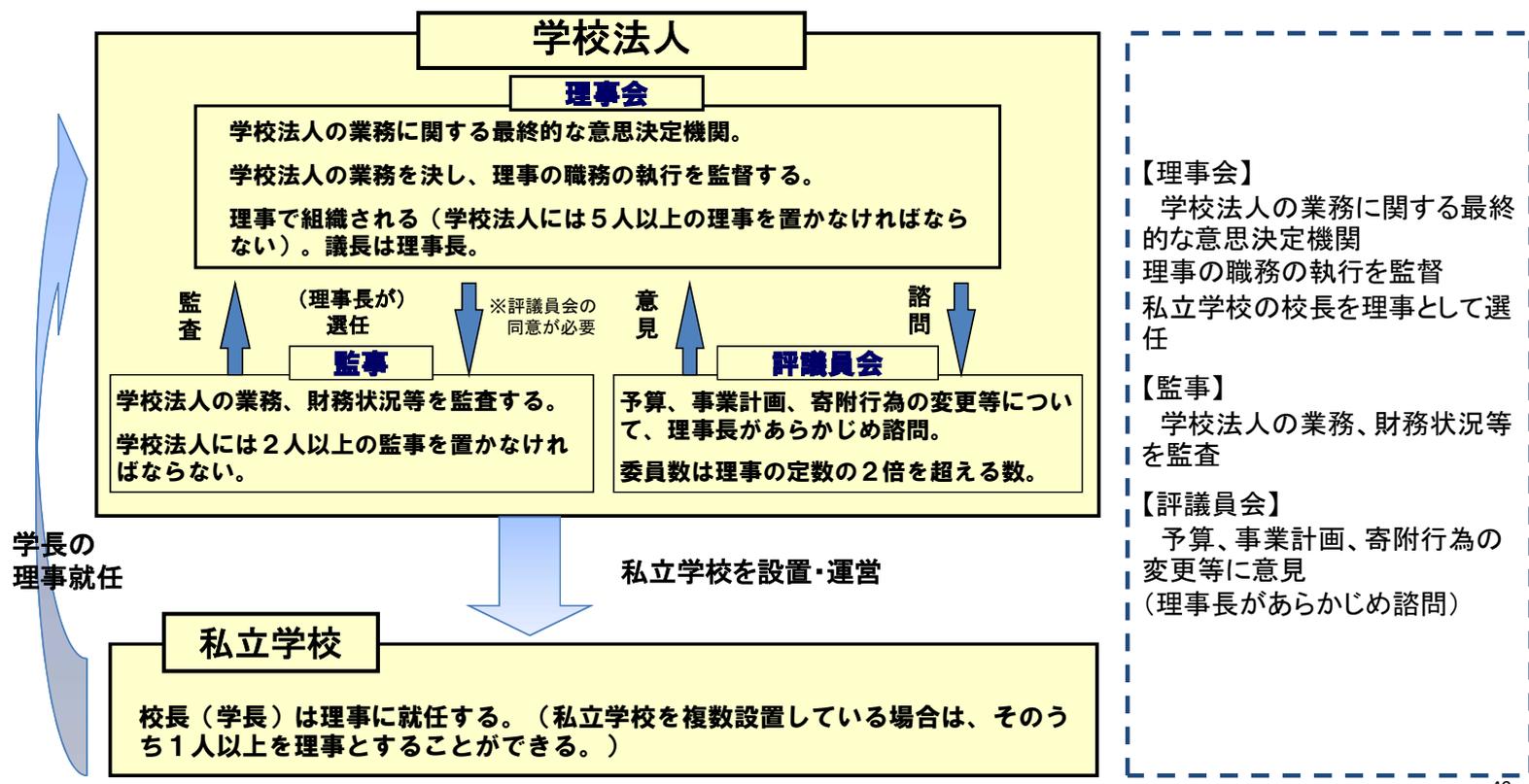
- 地方設置 → 大学進学率の地域間格差の是正や地方創生の推進に寄与
- 資格関係分野 → 地域の産業・サービスの発展・高度化
- 女子学生 → 女性の社会進出に貢献

Ⅱ 学校法人のガバナンス・マネジメントの 状況等に関する参考資料

1. 学校法人のガバナンスの仕組みについて

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会である。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、学長は、学校法人の理事として経営に参画する。



2. 近年の私立学校法の改正について

平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化のため、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2) 財務情報の公開（第47条関係）

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し（第10条関係）

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 施行期日

平成17年4月1日

42

〇 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(抜粋)

平成16年7月23日
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて
文部科学省事務次官通知

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)

ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)

エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)

③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事については、いわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去において当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断的的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものであることに留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

43

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

44

改正イメージ

赤字の措置を新たに設け異例な事態に適切に対応

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

理事の忠実義務

違反の事実等を確認

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

運営改善

学生保護

解散命令

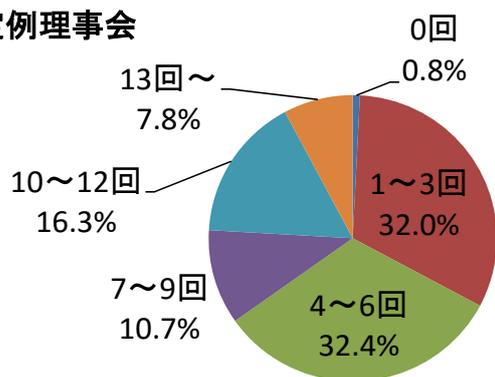
45

3. 理事会、評議員会等の状況について

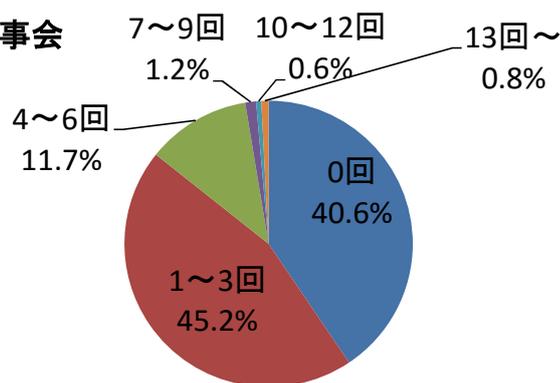
理事会の年間開催回数 (※平成24年度実績)

《大学法人》

定例理事会

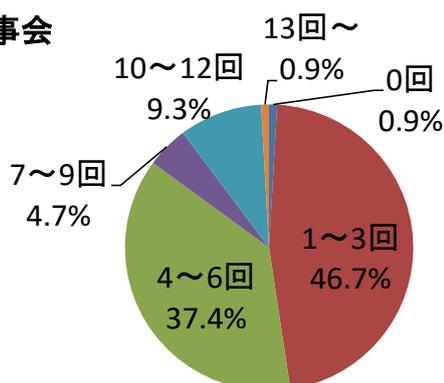


臨時理事会

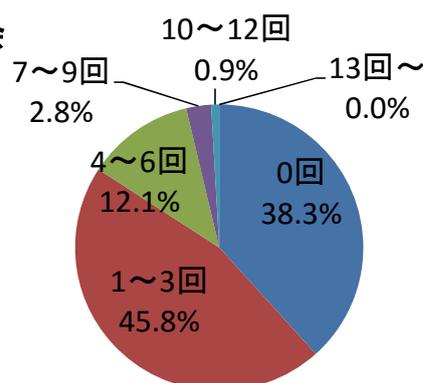


《短期大学法人》

定例理事会



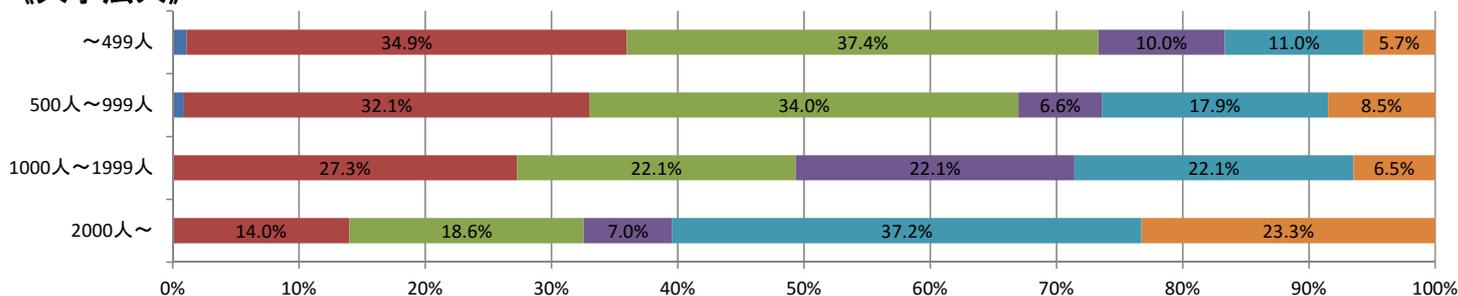
臨時理事会



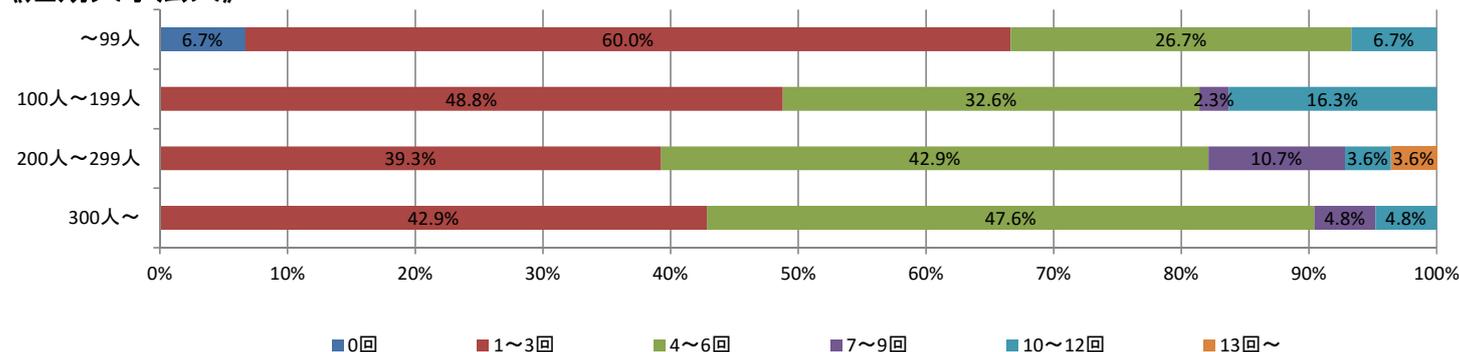
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

大学法人・短期大学法人が設置する大学・短期大学の入学定員規模によって、理事会の年間開催回数に差が見られる。

《大学法人》



《短期大学法人》

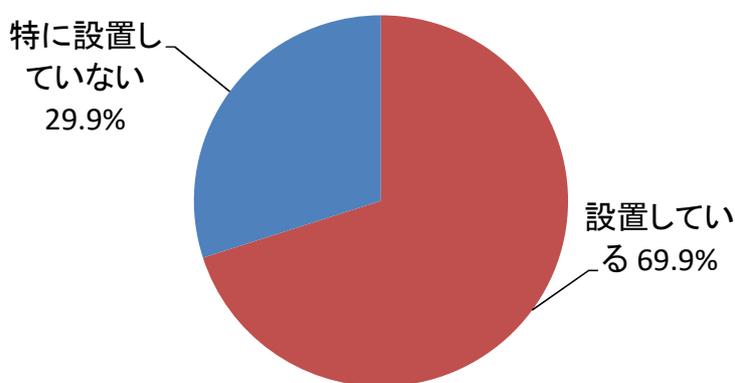


(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

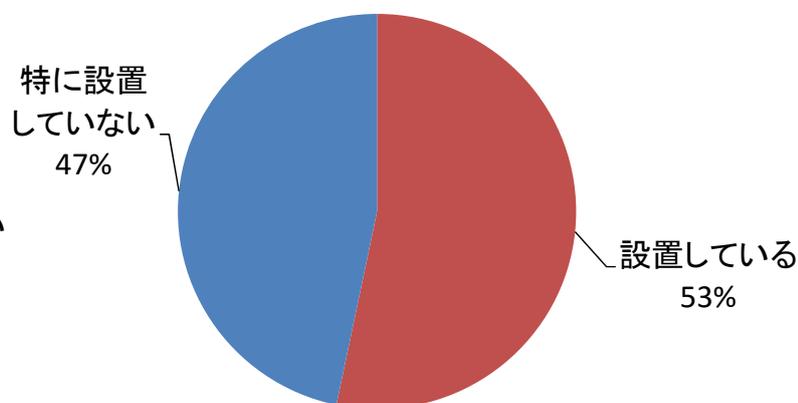
常任理事会等の設置

法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会等を設置している学校法人は、大学法人で全体の約7割、短期大学法人で約5割強である。

大学法人



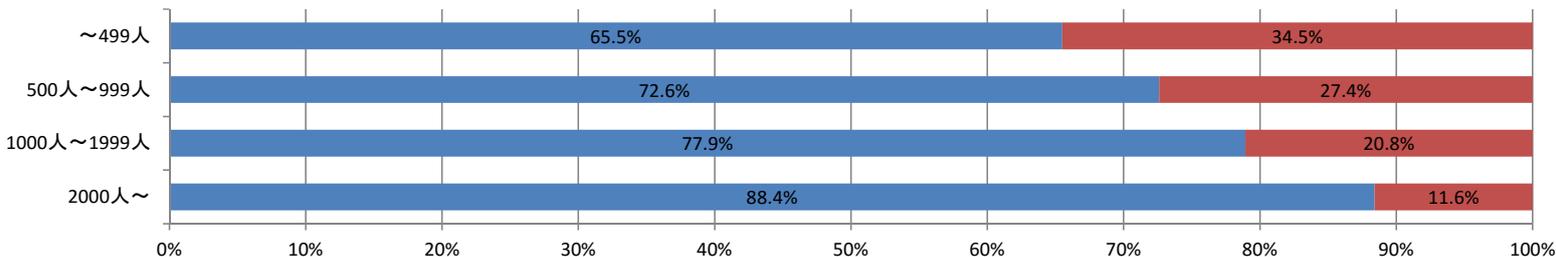
短期大学法人



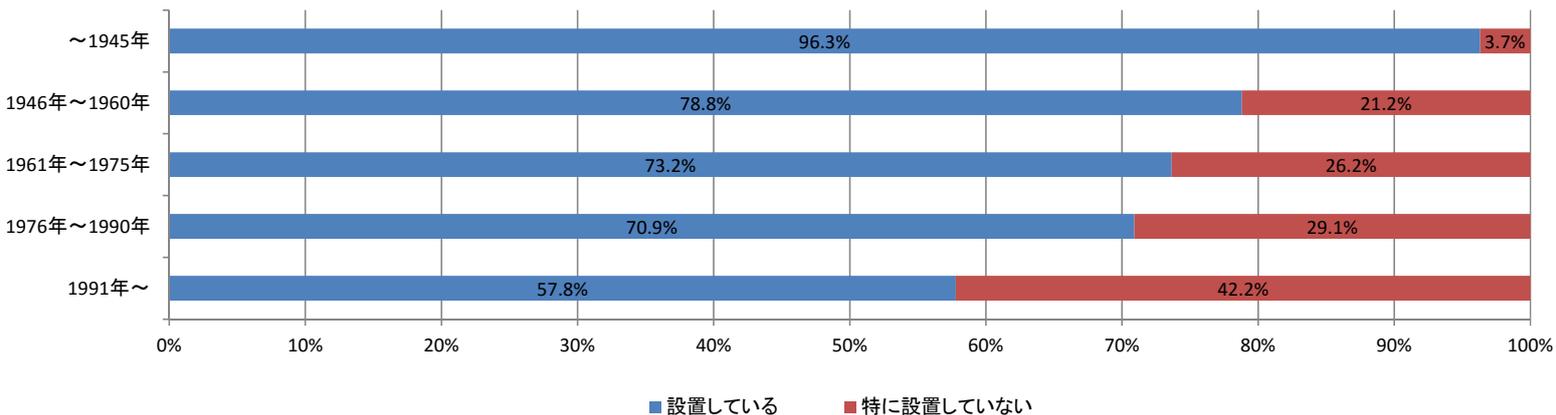
(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会等の設置状況に差が見られる。

《入学定員規模別》



《設立年度別》



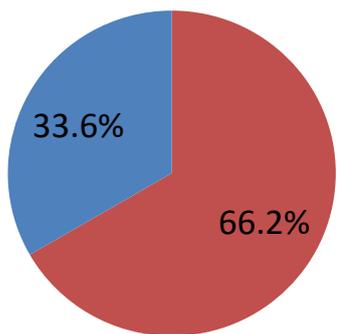
(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

理事会のサポート体制

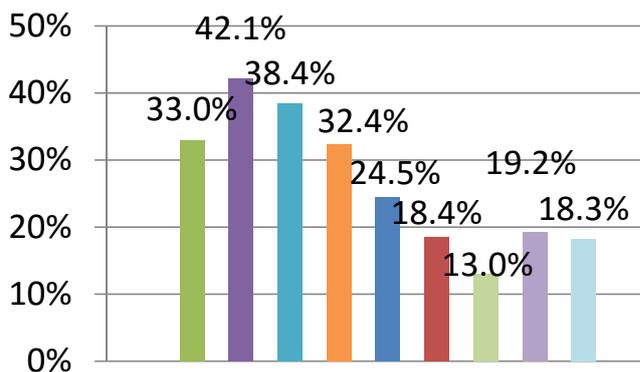
半数以上の法人が、理事会の審議事項を事前に検討する下部組織(委員会等)を設置している。

大学法人

特に委員会等
を設置していない

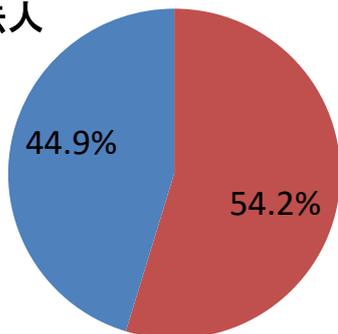


委員会等
を設置している

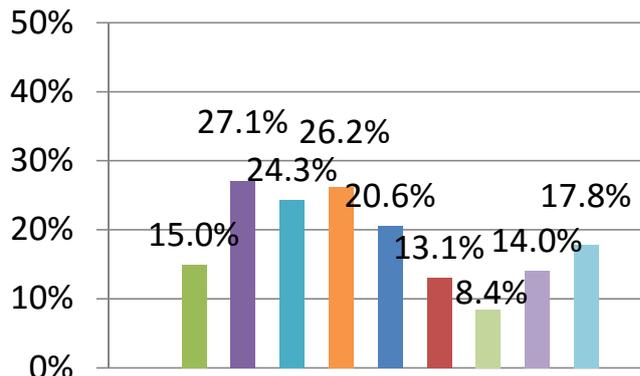


短期大学法人

特に委員会等
を設置していない



委員会等
を設置している



- 財政・投資等にかかる委員会
- 将来構想・中長期計画等に係る委員会
- 学長等の選考に係る委員会
- 教学にかかる委員会
- 学生にかかる委員会
- コンプライアンスにかかる委員会
- ガバナンス改革に関する委員会
- リスク管理にかかる委員会
- その他

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

(参考)理事会のサポート体制 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人・短期大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、委員会等の理事会をサポートする下部組織の設置状況に差が見られる。

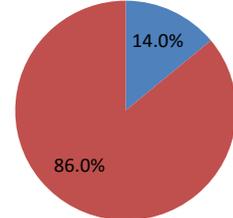
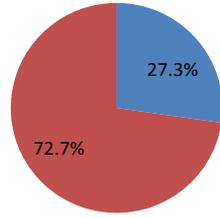
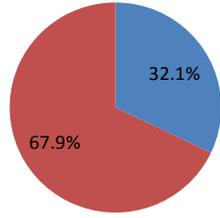
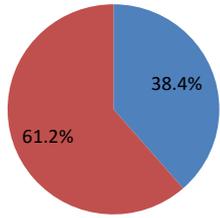
《入学定員規模別》

～499人

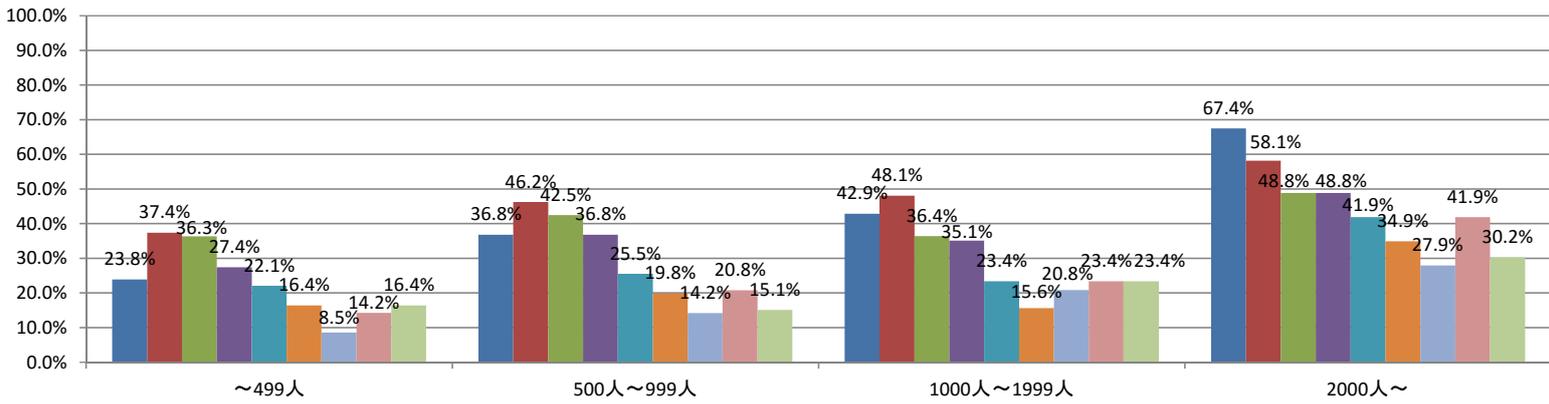
500人～999人

1000人～1999人

2000人～



■ 委員会等を設置している
■ 特に委員会等を設置していない



■ 財政・投資等にかかる委員会 ■ 将来構想・中長期計画等に係る委員会 ■ 学長等の選考に係る委員会
■ 教学にかかる委員会 ■ 学生にかかる委員会 ■ コンプライアンスにかかる委員会
■ ガバナンス改革に関する委員会 ■ リスク管理にかかる委員会 ■ その他

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

(参考)理事会のサポート体制 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人・短期大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、委員会等の理事会をサポートする下部組織の設置状況に差が見られる。

《設立年度別》

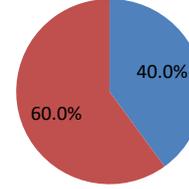
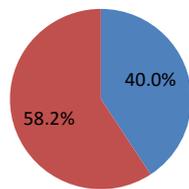
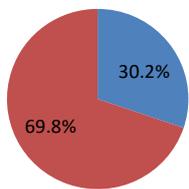
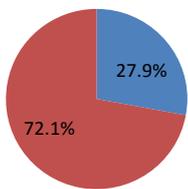
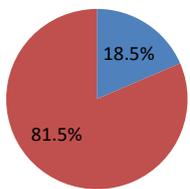
～1945年

1946年～1960年

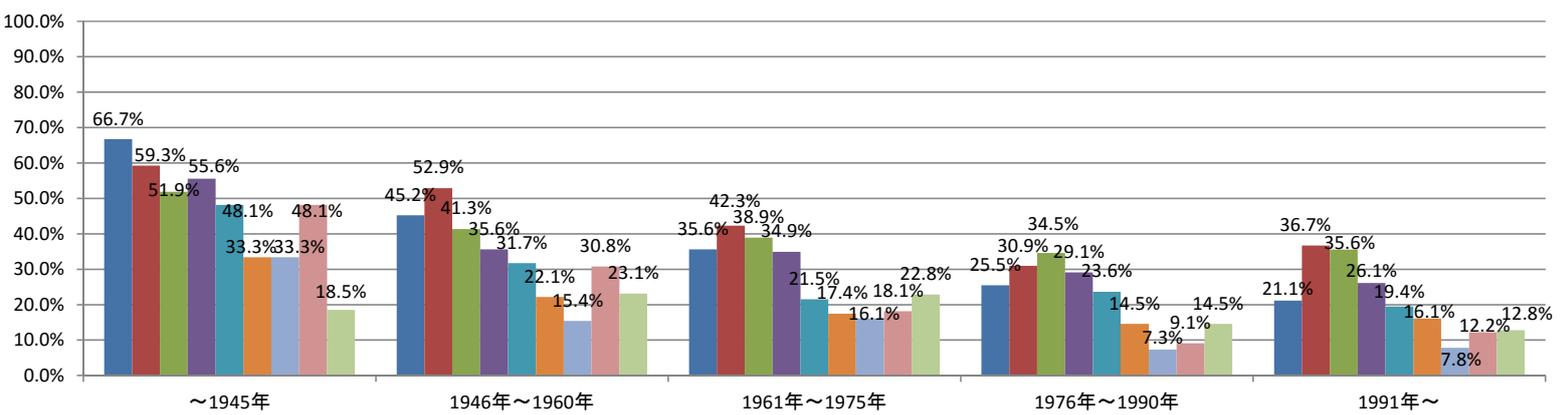
1961年～1975年

1976年～1990年

1991年～



■ 委員会等を設置している
■ 特に委員会等を設置していない

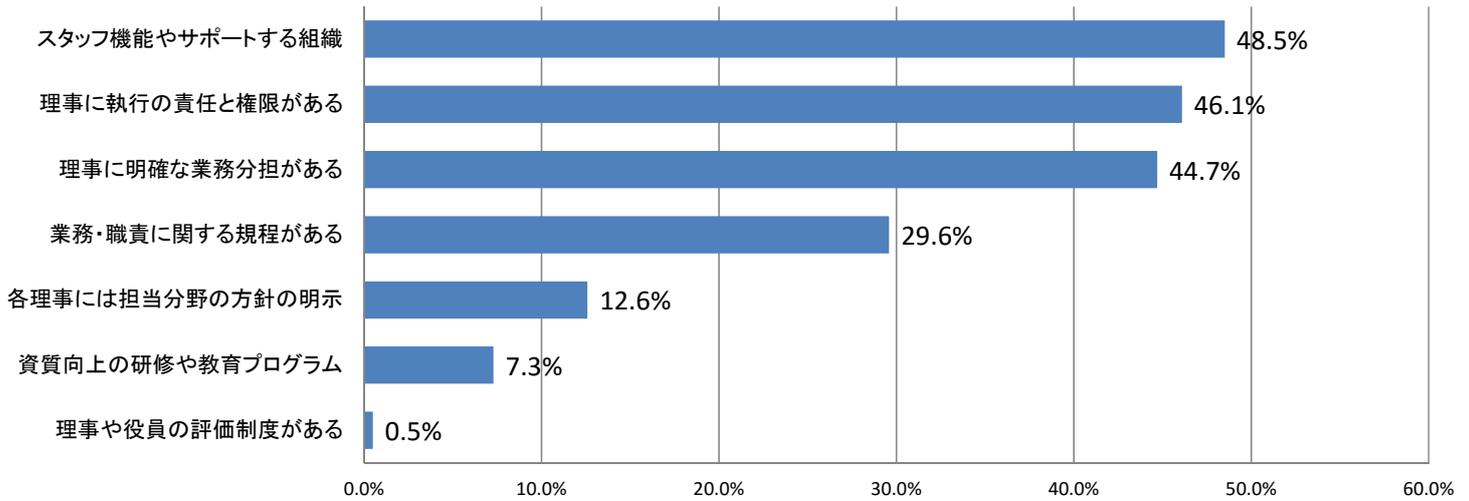


■ 財政・投資等にかかる委員会 ■ 将来構想・中長期計画等に係る委員会 ■ 学長等の選考に係る委員会
■ 教学にかかる委員会 ■ 学生にかかる委員会 ■ コンプライアンスにかかる委員会
■ ガバナンス改革に関する委員会 ■ リスク管理にかかる委員会 ■ その他

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

理事会機能を向上させるための工夫

スタッフ機能やサポート組織、理事への執行の責任と権限付与、理事の業務分担により理事会機能を向上させている大学が多い。

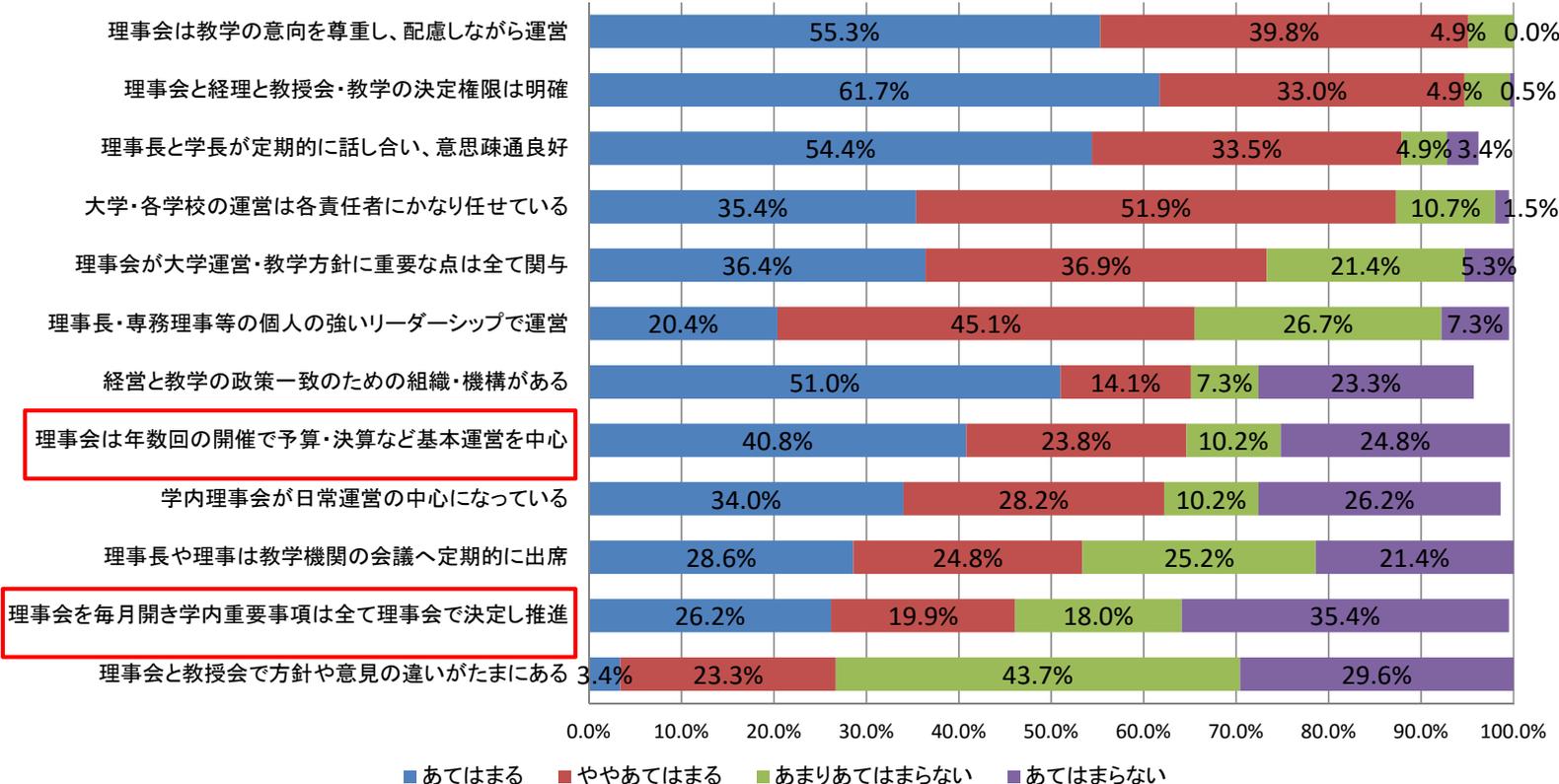


規模	スタッフ機能やサポートする組織	理事に執行の責任と権限がある	理事に明確な業務分担がある	業務・職責に関する規程がある	各理事には担当分野の方針の明示	資質向上の研修や教育プログラム	理事や役員の評価制度がある
～999人	35.2%	48.1%	42.6%	25.9%	9.3%	13.0%	-
1000～1999人	40.4%	32.7%	38.5%	28.8%	7.7%	3.8%	-
2000～2999人	60.5%	52.6%	50.0%	34.2%	13.2%	5.3%	-
3000～5999人	51.2%	48.8%	46.3%	31.7%	17.1%	7.3%	-
6000人以上	76.2%	57.1%	52.4%	28.6%	23.8%	4.8%	4.8%

(出典) 私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成。54調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

理事会運営

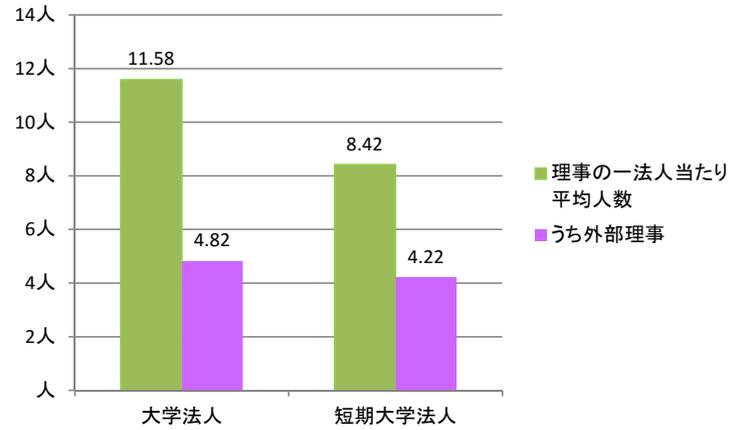
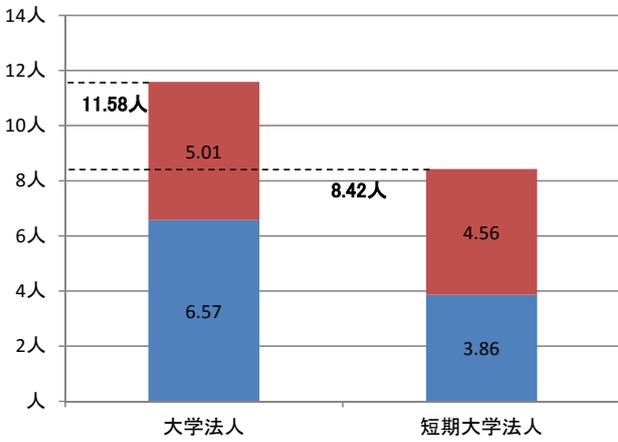
理事会運営の実態においては、「毎月開催し重要事項はすべて理事会で決める」大学よりも「年数回の開催で、予算・決算など基本運営が中心」である大学が上回る。



(出典) 私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成。54調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

理事の人数

大学法人の理事は全国平均で常勤理事6.57人、非常勤理事5.01人の計11.58人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.82人となっている。短期大学法人の理事は全国平均で常勤理事3.86人、非常勤理事4.56人の計8.42人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.22人となっている。

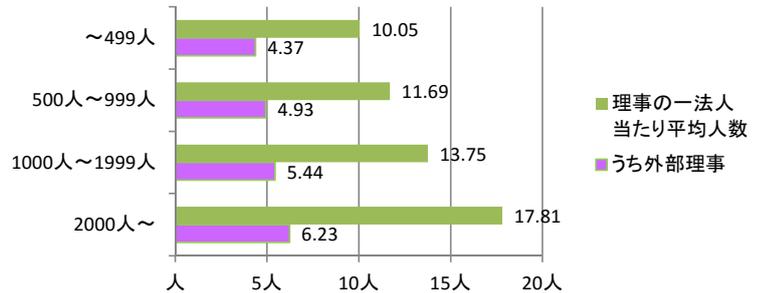
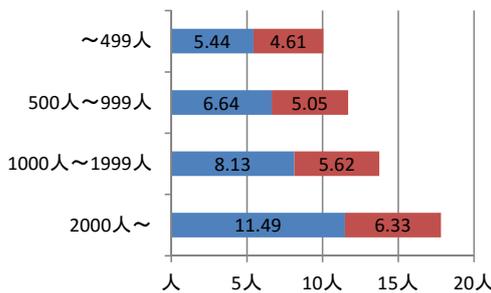


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

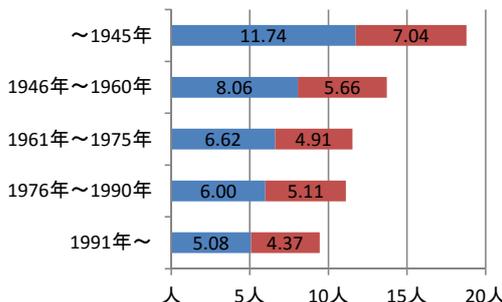
(参考) 理事の人数 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学等の設立年度によって、常勤理事及び外部理事の人数に差が見られる。

《入学定員規模別》



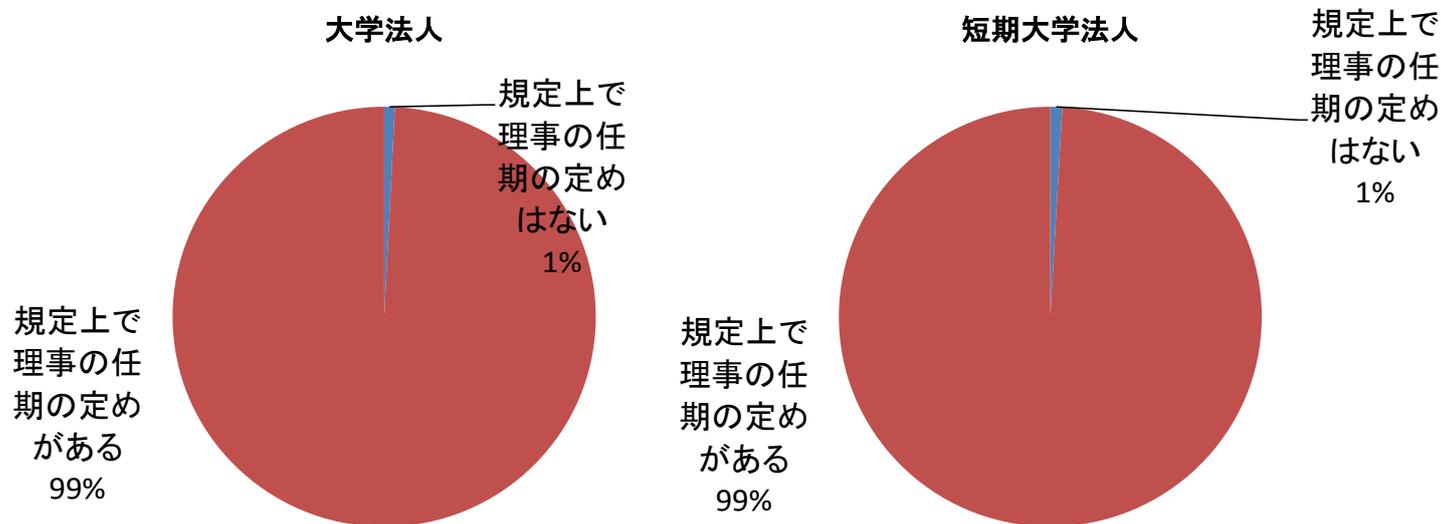
《設立年度別》



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

理事の任期の定めのある学校法人

ほとんどの学校法人で理事の任期の定めがある。

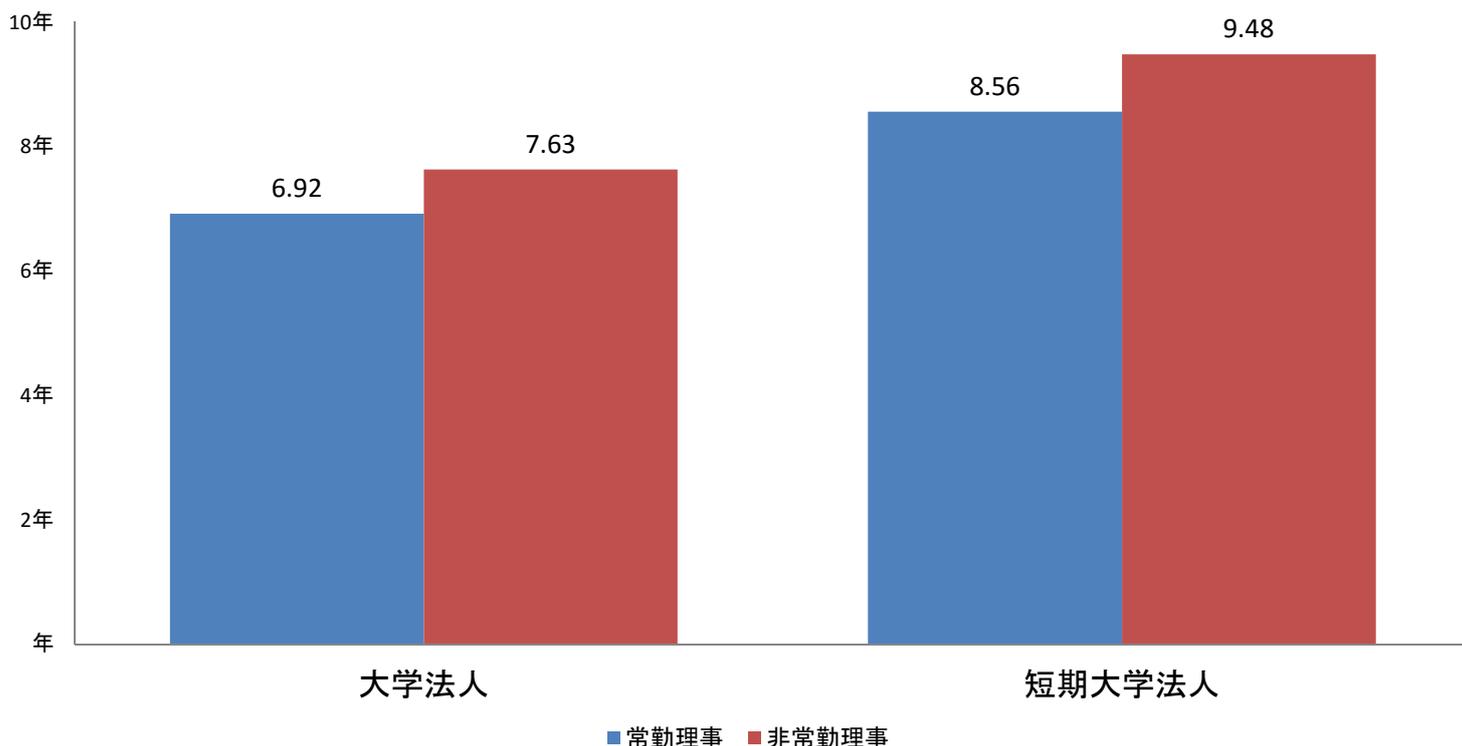


(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

58

理事の平均在任年数

○大学法人の理事の平均在任年数は、常勤理事で6.92年、非常勤理事で7.63年。
○短期大学法人の理事の平均在任年数は、常勤理事で8.56年、非常勤理事で9.48年と、大学法人の常勤・非常勤いずれの理事の平均在任年数よりも2年弱長い。



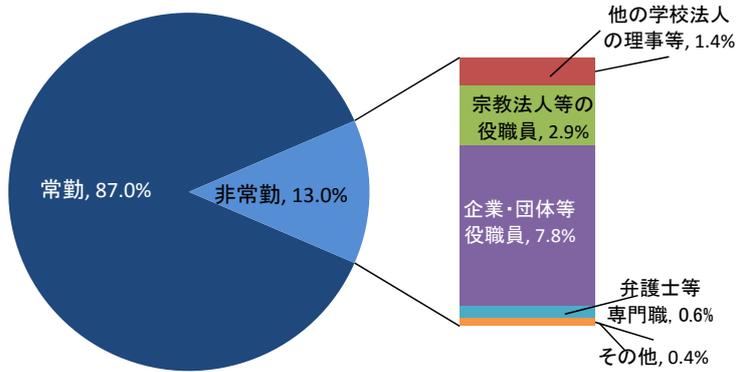
(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

59

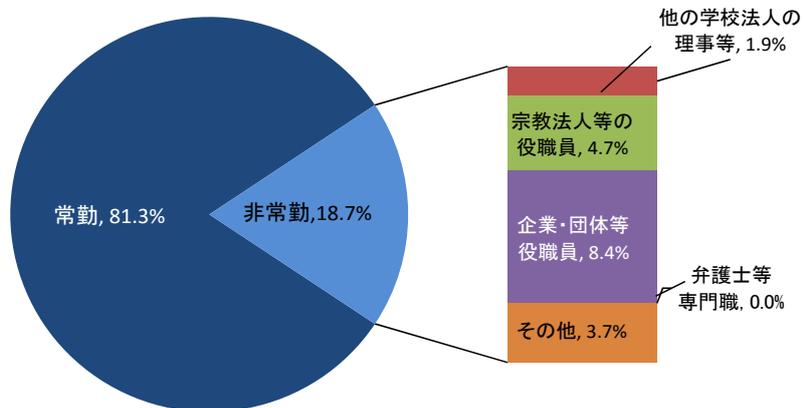
理事長の常勤・非常勤の状況

○理事長は大学法人で87%、短期大学法人で81.3%が常勤。
○非常勤の理事長は、企業・団体等役職員を本務とする者が多い。

大学法人



短期大学法人



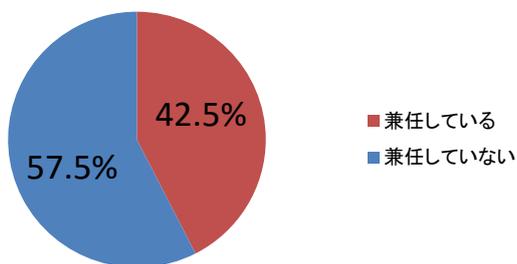
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

60

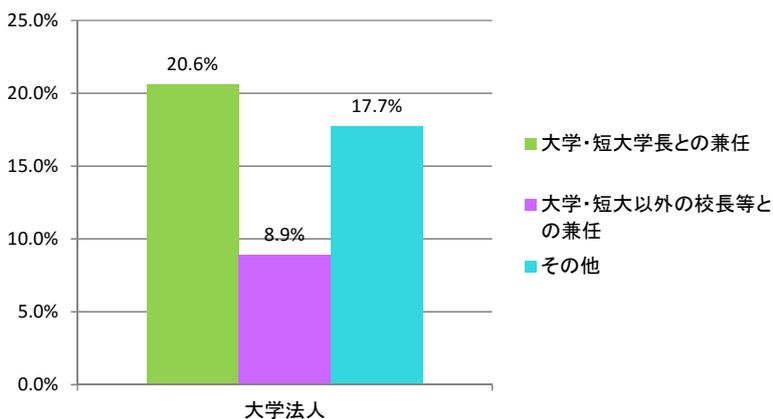
理事長の法人内の兼任状況

理事長のうち、大学法人の20.6%、短期大学法人の29.0%が大学又は短期大学の学長との兼任であり、大学法人の8.9%、短期大学法人の14.0%が大学や短期大学以外の校長等との兼任である。一方、大学法人の57.5%、短期大学法人の46.7%の理事長は兼任していない。

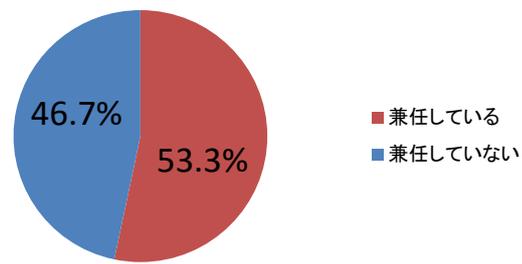
大学法人



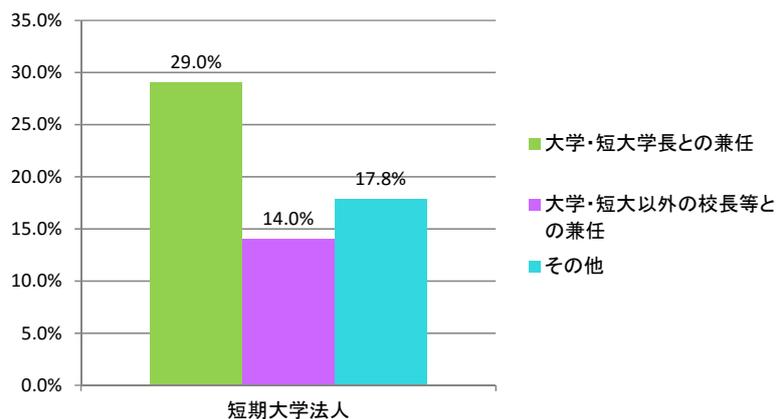
■ 兼任している
■ 兼任していない



短期大学法人



■ 兼任している
■ 兼任していない



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

61

理事長の経歴

大学法人・短期大学法人ともに、半数以上の理事長は、自法人の創設者あるいはその親族又は自法人の教職員から選出されている。

■ 自法人の創設者あるいはその親族

■ 自法人の教員

■ 自法人の職員

大学法人

■ 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣、紹介された者

■ 地域社会(地元経済界等)から推薦された者

■ メインバンク等の取引先企業から紹介された／招へいした者

■ 官公庁出身者

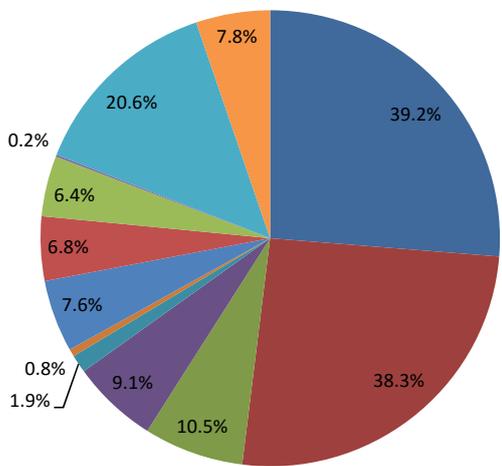
■ 自法人と関連のない他の学校法人出身者

■ 国公立大学の教員経験者

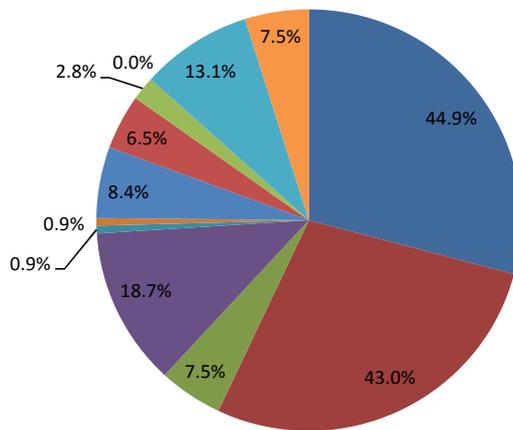
■ 国公立大学の職員経験者

■ 外部の有識者として招へいした者

■ その他



短期大学法人



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

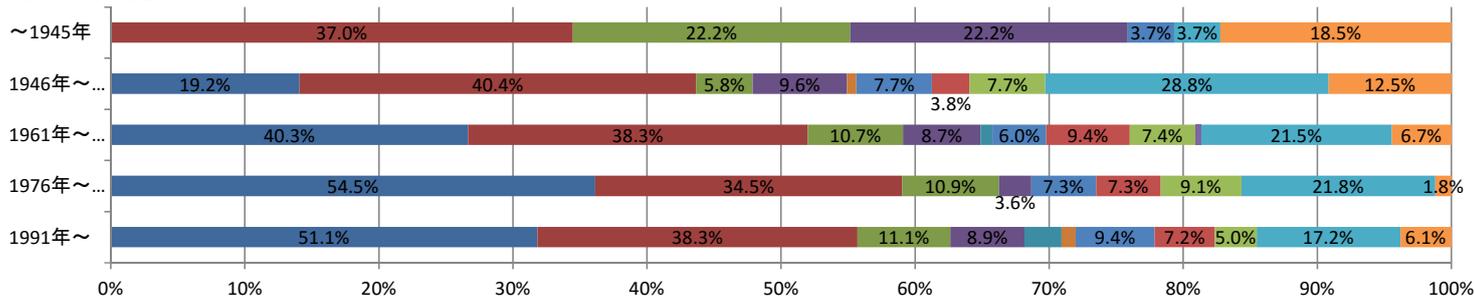
(参考)理事長の経歴 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が自法人の創設者あるいはその親族を理事長としているか否かについては、設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学等の設立年度によって、ある程度の差は見られる。

《入学定員規模別》



《設立年度別》



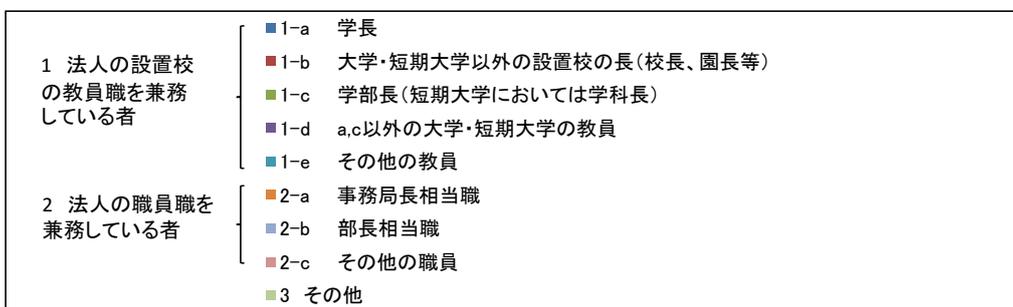
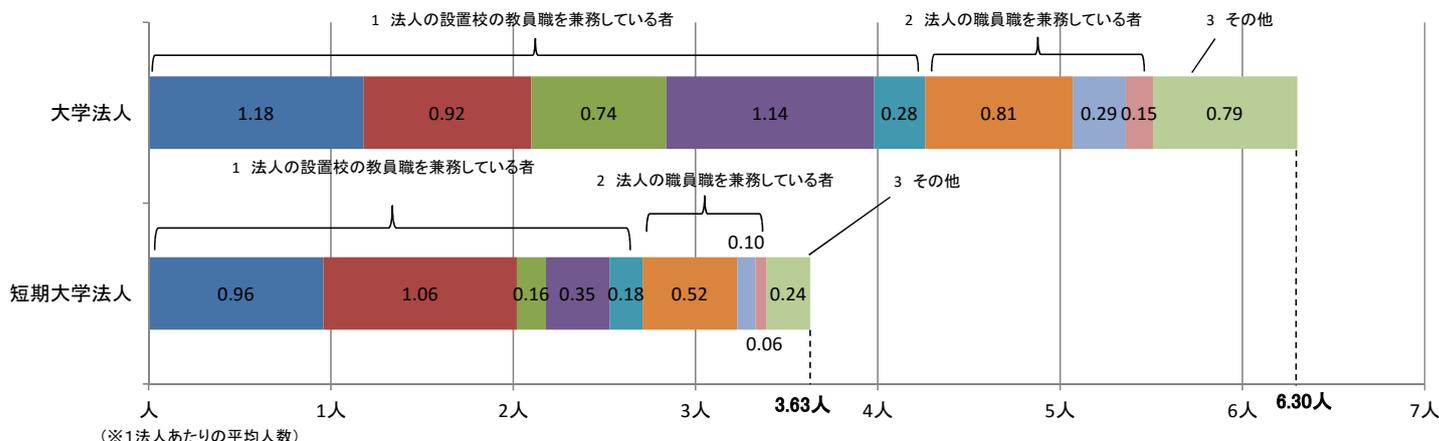
- 自法人の創設者あるいはその親族
- 自法人の教員
- 自法人の職員
- 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣、紹介された者
- 地域社会(地元経済界等)から推薦された者
- メインバンク等の取引先企業から紹介された／招へいした者
- 官公庁出身者
- 自法人と関連のない他の学校法人出身者
- 国公立大学の教員経験者
- 国公立大学の職員経験者
- 外部の有識者として招へいした者
- その他

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

常勤理事の経歴

○大学法人の常勤理事の兼務内容は、大学・短期大学の学長1.18人、大学・短期大学の教員1.14人、大学・短期大学以外の設置校の長0.92人の順で分布している。

○短期大学法人の常勤理事の兼務内容は、短期大学以外の設置校の長1.06人、短期大学の学長0.96人、事務局長相当職0.52人の順で分布している。

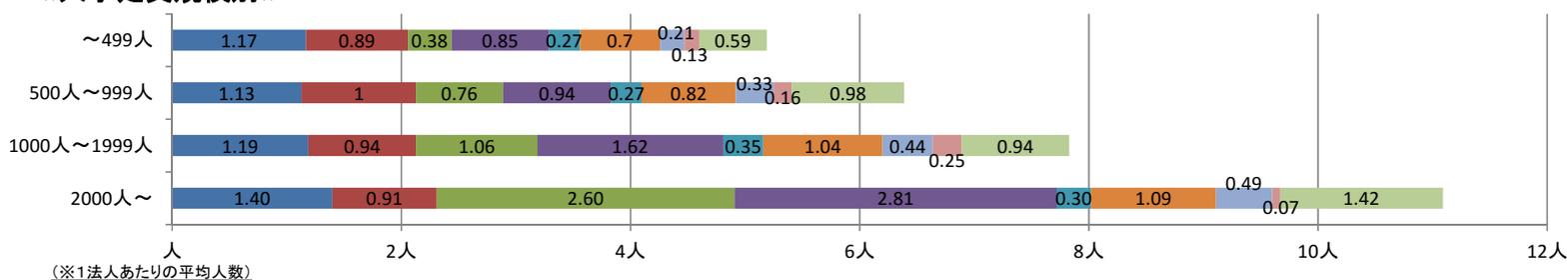


(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。 64

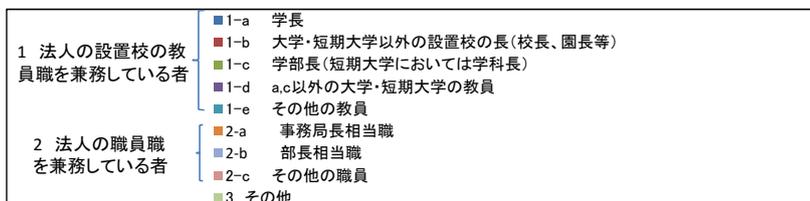
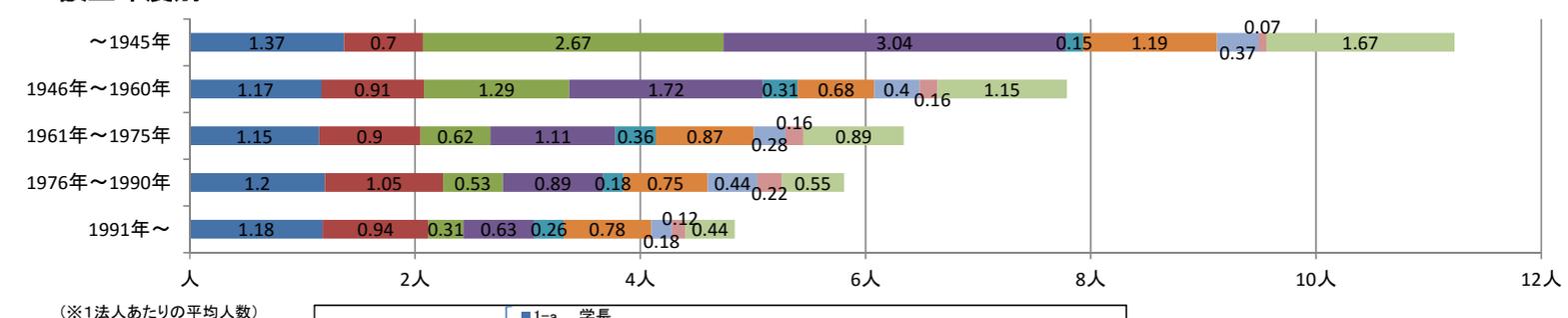
(参考)常勤理事の経歴 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、大学の学部長(短大においては学科長)や大学の教員から選出された常勤理事の人数に差が見られる。

《入学定員規模別》



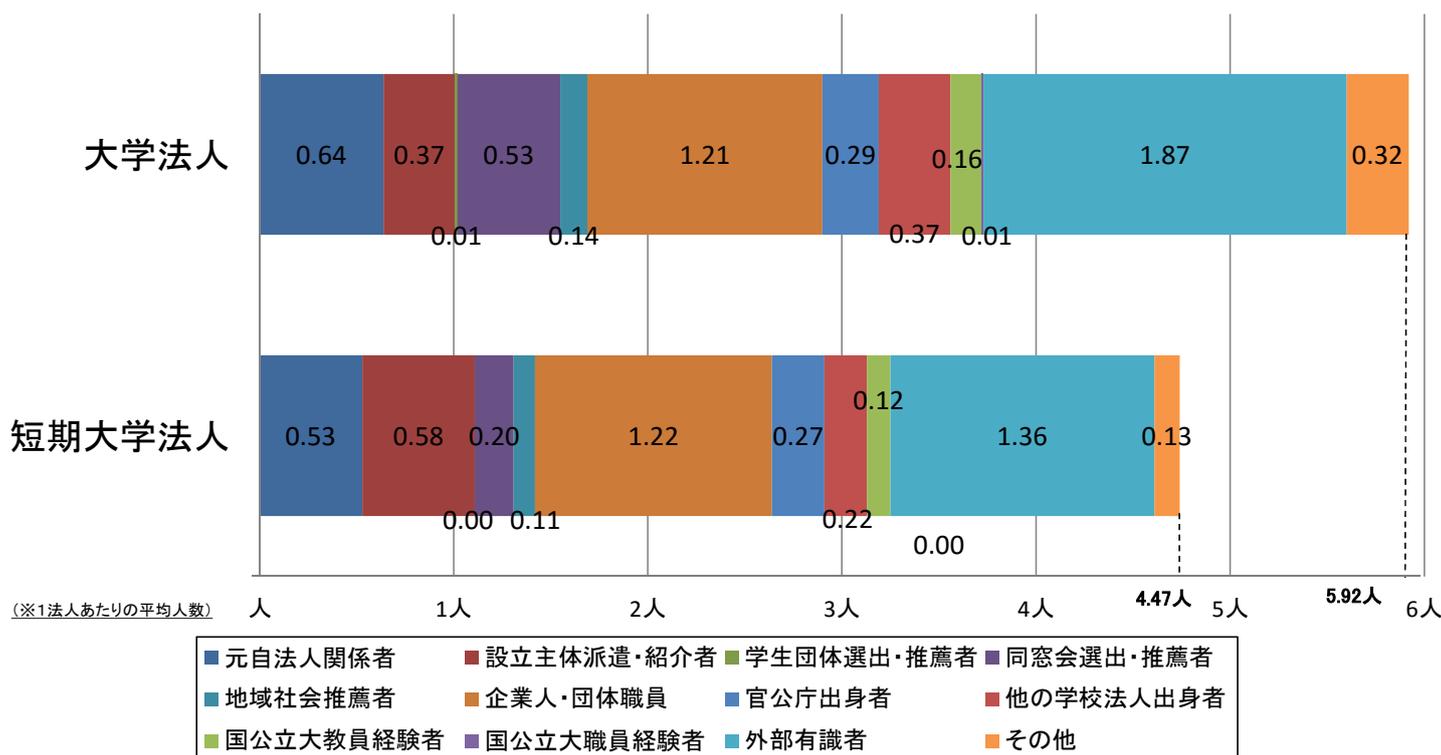
《設立年度別》



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。 65

外部理事の経歴

大学法人では外部有識者1.87人、企業人・団体職員1.21人、元自法人関係者0.64人の順で分布。短期大学法人では外部有識者1.36人、企業人・団体職員1.22人、設立主体派遣・紹介者0.58人の順で分布。

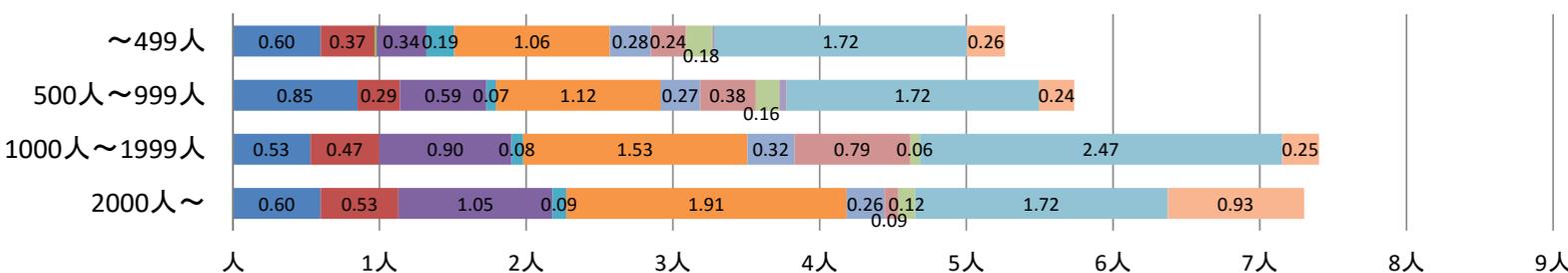


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

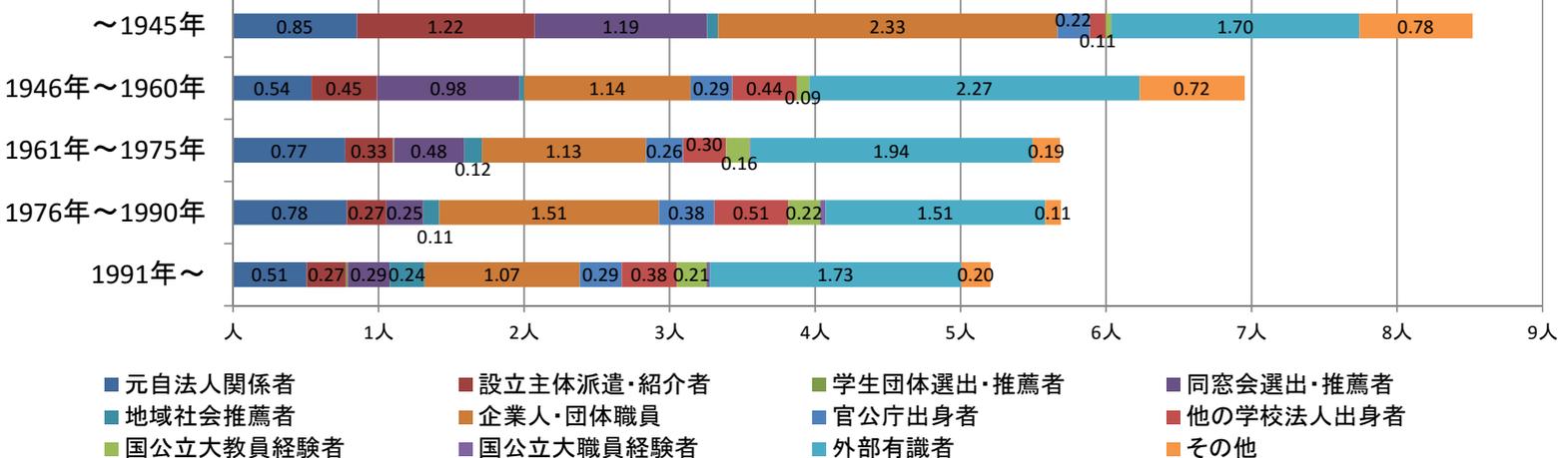
(参考)外部理事の経歴 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、企業人・団体職員から選出された外部理事の人数に差が見られる。

《入学定員規模別》



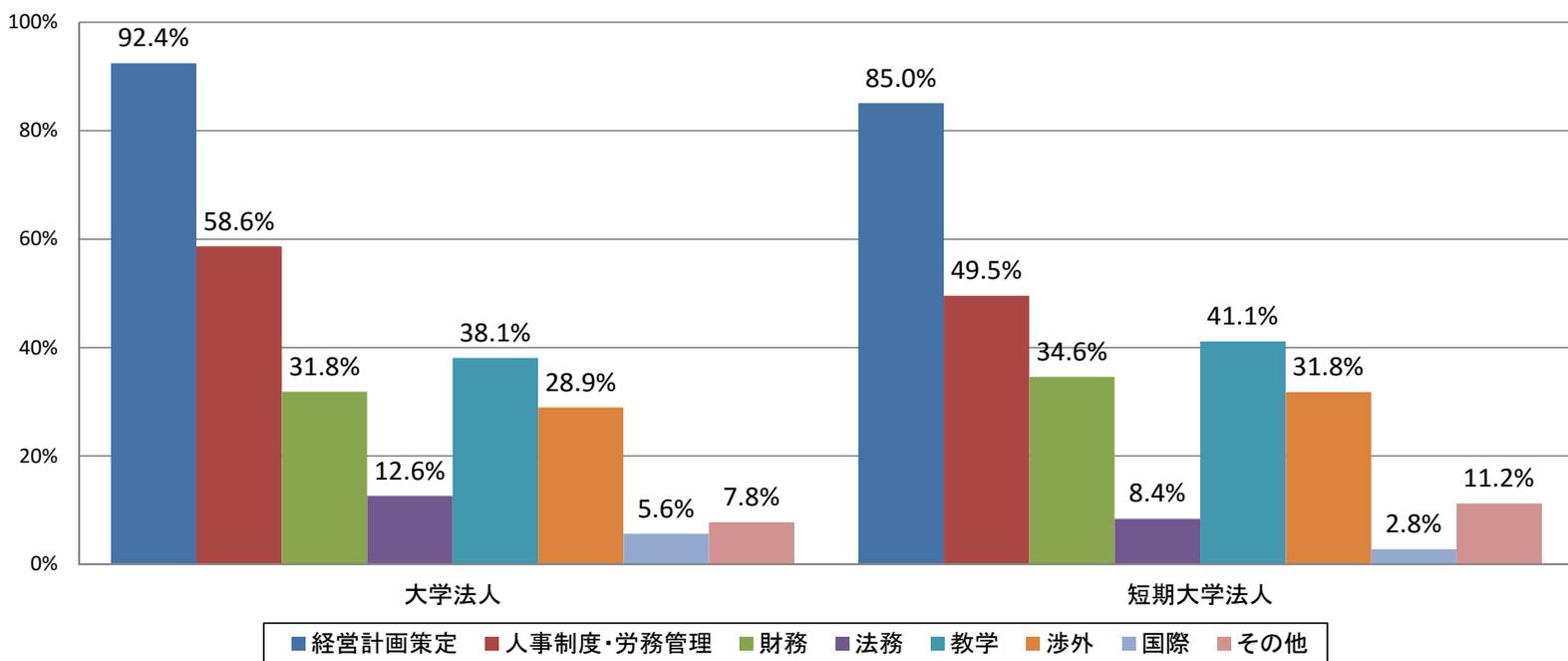
《設立年度別》



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

現在の外部理事の役割

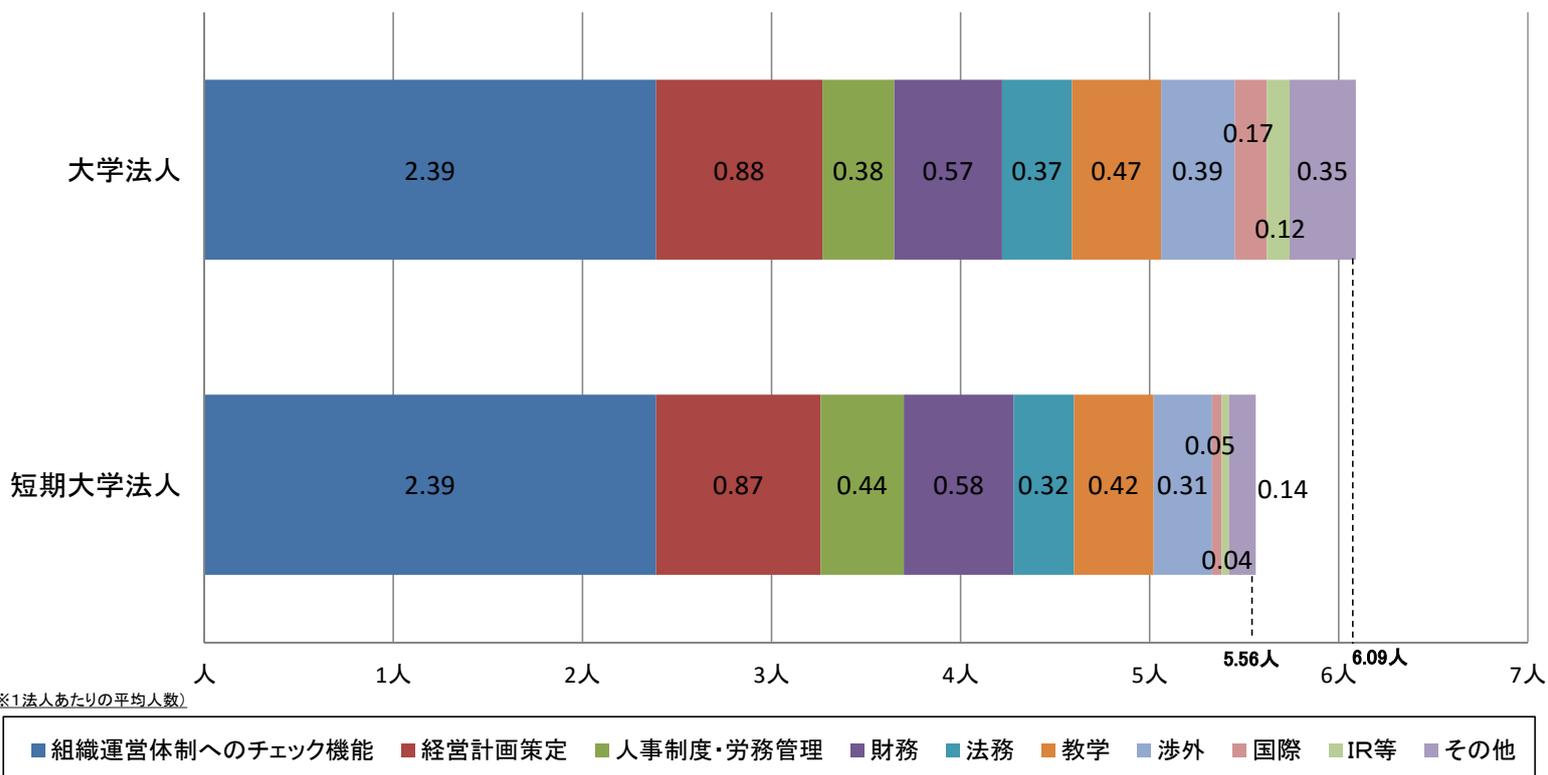
大学法人・短期大学法人ともに経営計画策定が最も多く、次いで人事制度・労務管理、教学と続いている。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
68

外部理事の担当職務

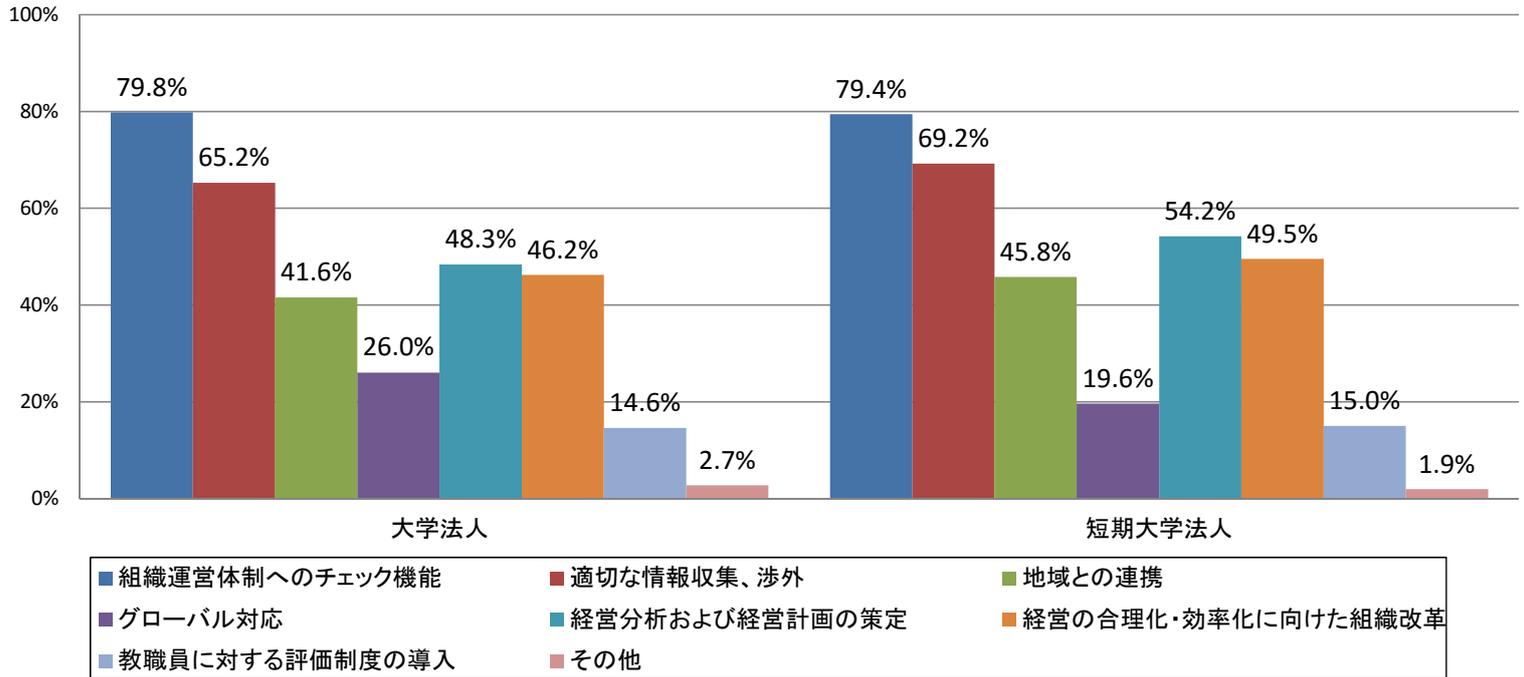
大学法人・短期大学法人ともに、組織運営体制へのチェック機能担当、経営計画策定担当、財務担当の順に多い。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
69

外部理事に今後期待する役割

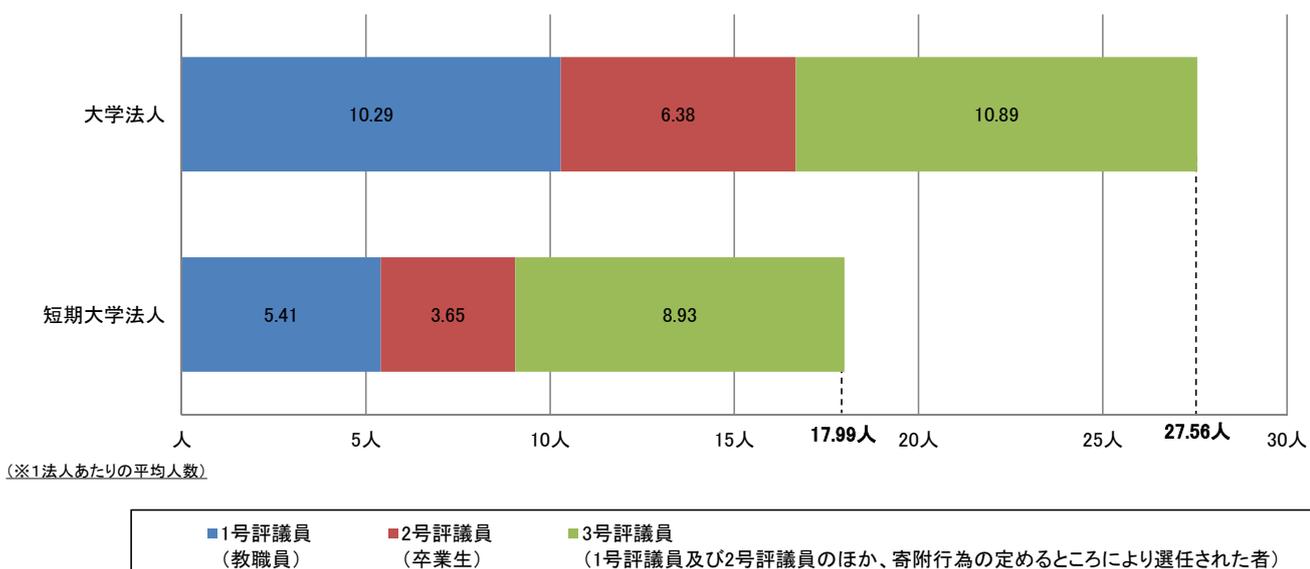
大学法人・短期大学法人ともに組織運営体制へのチェック機能が最も多い。次いで、適切な情報収集・渉外、経営分析・経営計画策定が続く。



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
70

評議員の人数

- 大学法人と比べ、短期大学法人の評議員平均人数は10人弱少ない。
- 教職員から選出される1号評議員及び卒業生から選出される2号評議員については、短期大学法人の平均人数は、大学法人の約半数。
- 1号評議員及び2号評議員のほかに、寄附行為の定めるところにより選出される3号評議員の平均人数の差は小さい。

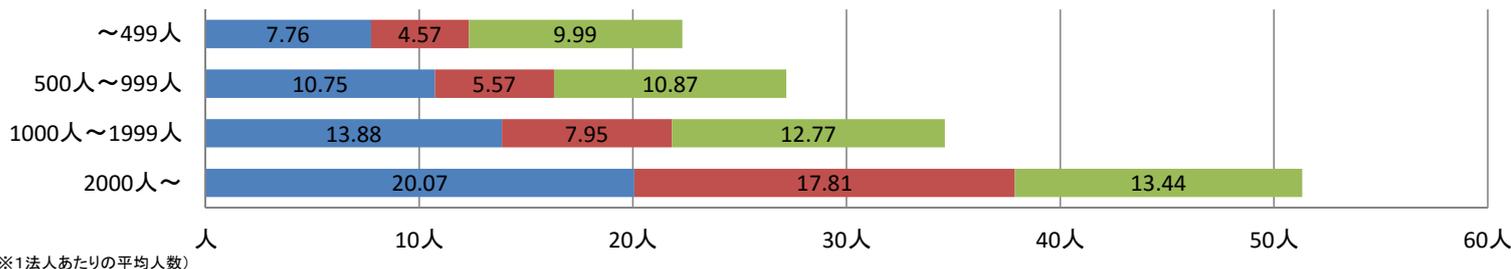


(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
71

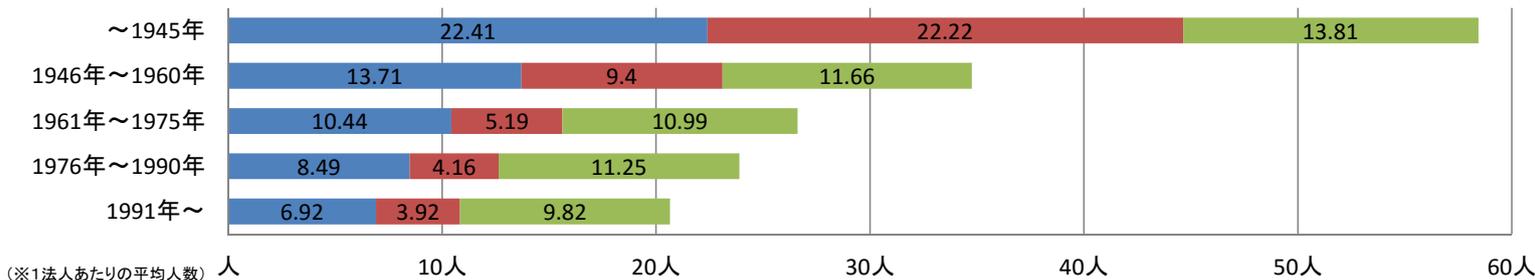
(参考)評議員の人数 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって、1号・2号・3号それぞれの評議員の人数に差が見られる。

《入学定員規模別》



《設立年度別》

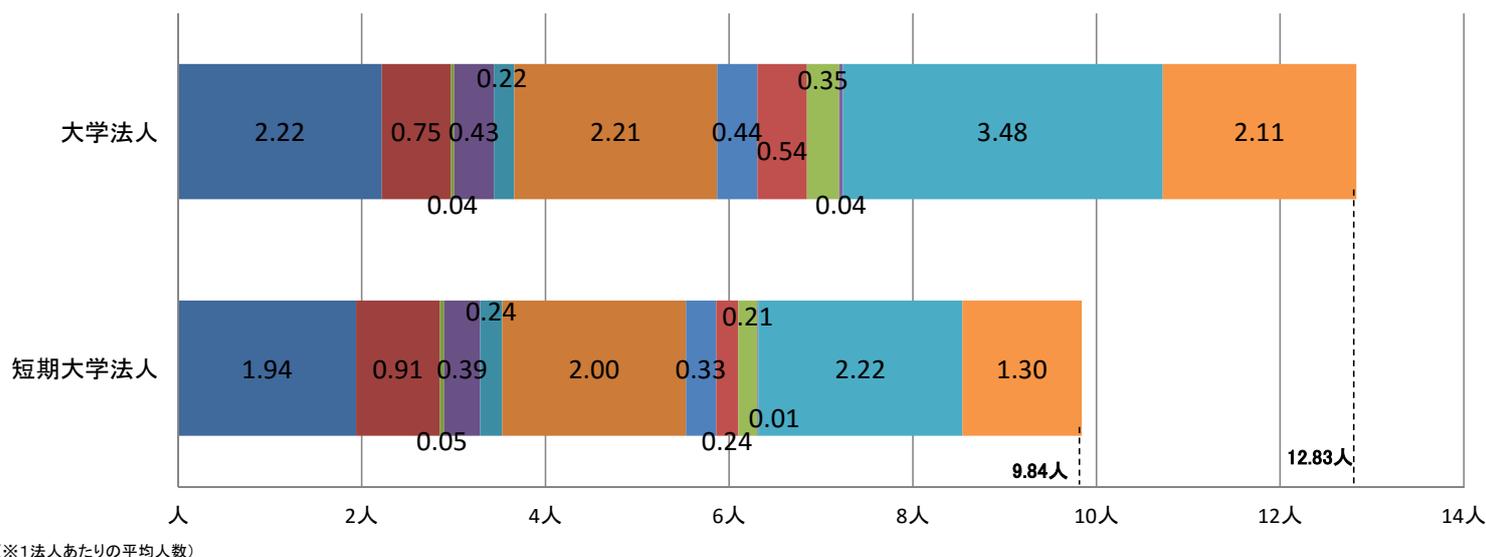


■ 1号評議員 (教職員) ■ 2号評議員 (卒業生) ■ 3号評議員 (1号評議員及び2号評議員のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

3号評議員の経歴

大学法人・短期大学法人とも「外部の有識者として招へいした者」が最も多く、次いで「企業人・団体職員」、「過去における自法人の関係者」と続く。



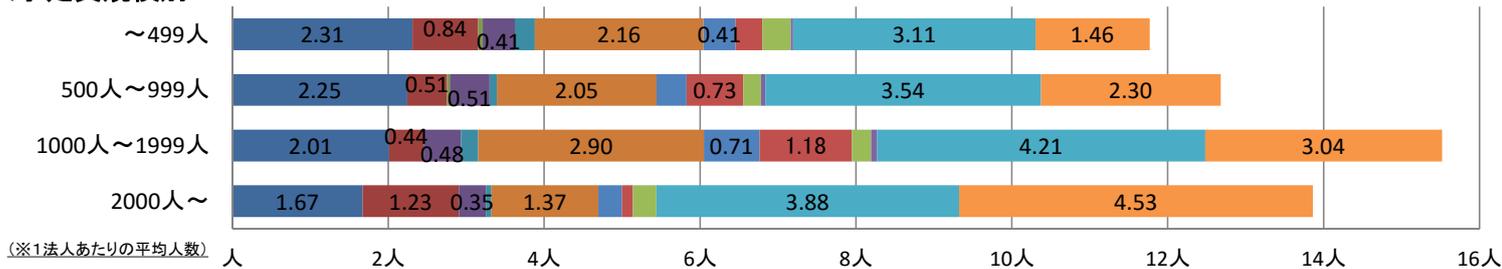
■ 過去における自法人の関係者(教職員等) ■ 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣・紹介された者
 ■ 学生団体により選出・推薦された者 ■ 同窓会により選出・推薦された者
 ■ 地域社会(地元経済界等)から推薦された者 ■ 企業人・団体職員
 ■ 官公庁出身者 ■ 自法人と関係のない他の学校法人出身者
 ■ 国公立大学の教員経験者 ■ 国公立大学の職員経験者
 ■ 外部の有識者として招へいした者 ■ その他 (複数回答可)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。

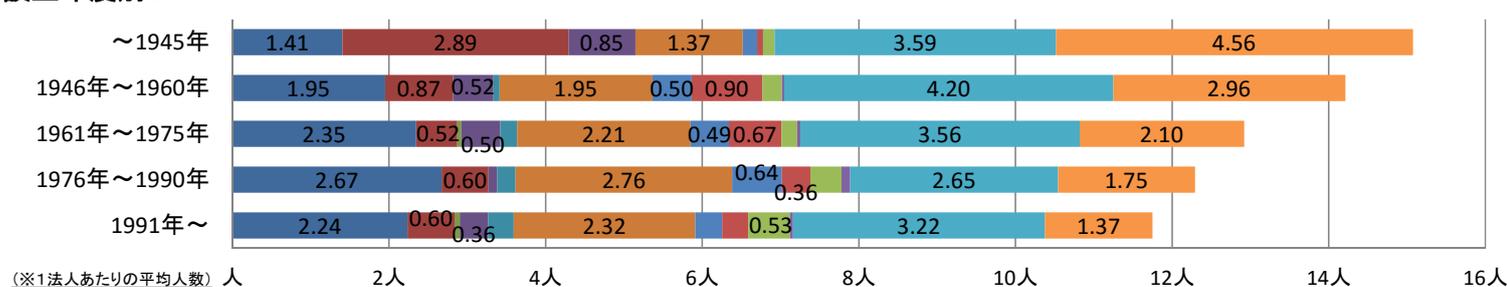
(参考)3号評議員の経歴 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

3号評議員の経歴については、大学法人が設置する大学の入学定員規模別、及び設置する大学の設立年度別に見ても、大きな差は見られない。

《入学定員規模別》



《設立年度別》



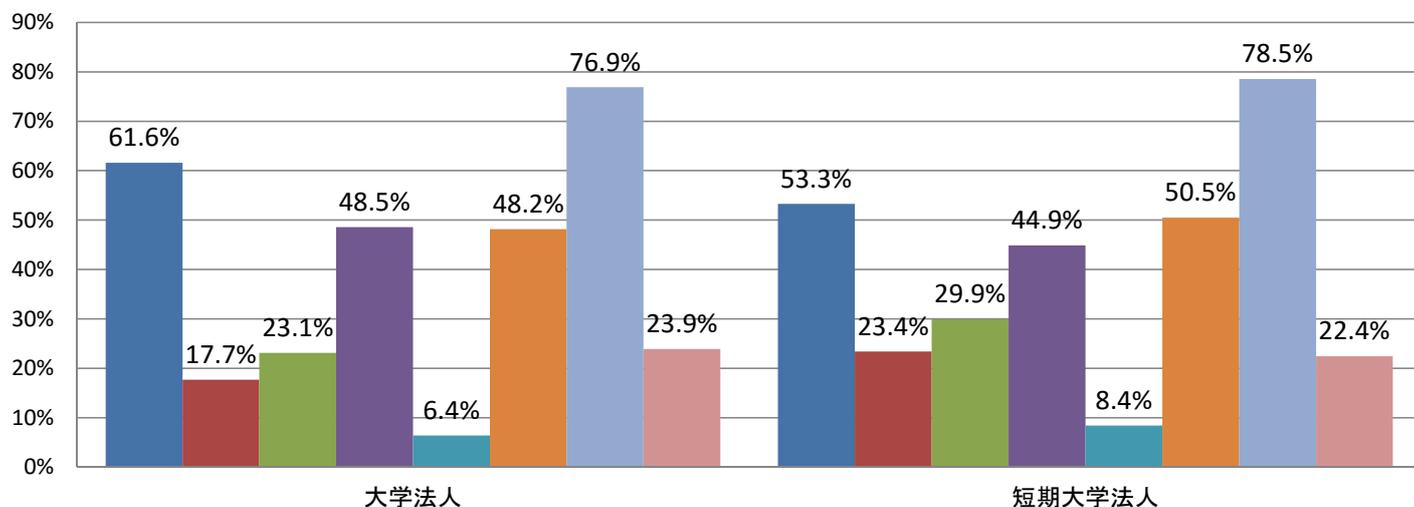
- 過去における自法人の関係者(教職員等)
 - 学生団体により選出・推薦された者
 - 地域社会(地元経済界等)から推薦された者
 - 官公庁出身者
 - 国公立大学の教員経験者
 - 外部の有識者として招へいした者
 - 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣・紹介された者
 - 同窓会により選出・推薦された者
 - 企業人・団体職員
 - 自法人と関係のない他の学校法人出身者
 - 国公立大学の職員経験者
 - その他
- (複数回答可)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
74

評議員会への諮問事項(※私立学校法第42条第1項第7号)

学校法人が評議員会への諮問事項としている内容のうち、私立学校法第42条第1項第7号を以て定めるものについては、大学法人・短期大学法人ともに、「寄附金の募集について」が最多。

※ 第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
一～六 (略)
七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

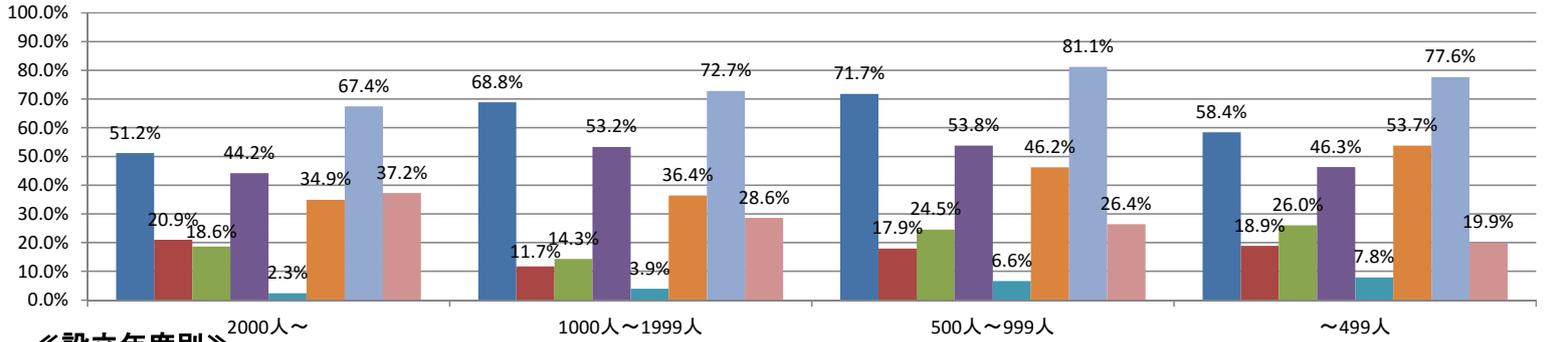


- 学部等の設置
- 学長にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 寄附金の募集
- 理事長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- その他

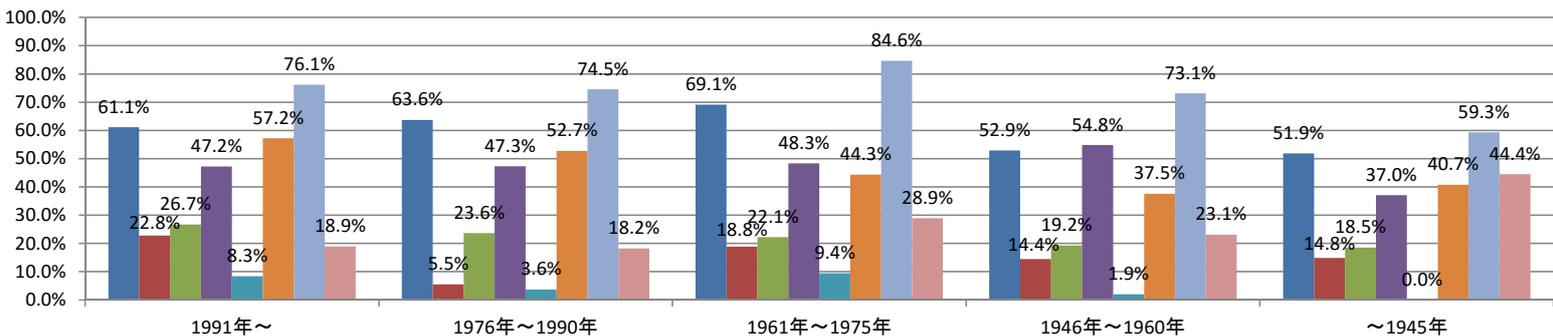
(出典)日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月』より作成。
75

学校法人が評議員会への諮問事項としている内容については、大学法人が設置する大学の入学定員規模、別及び設置する大学の設立年度別に見ても、大きな差は見られない。

《入学定員規模別》



《設立年度別》

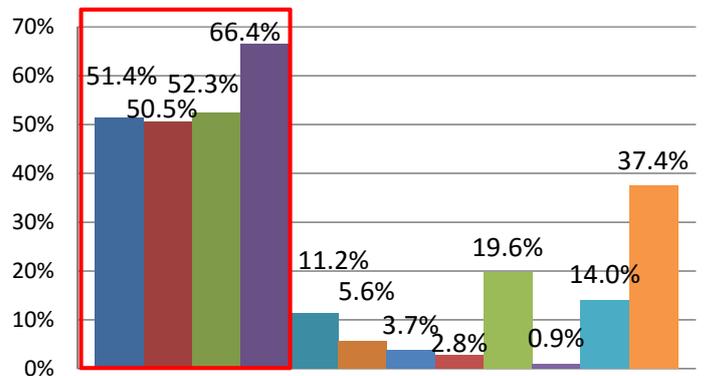
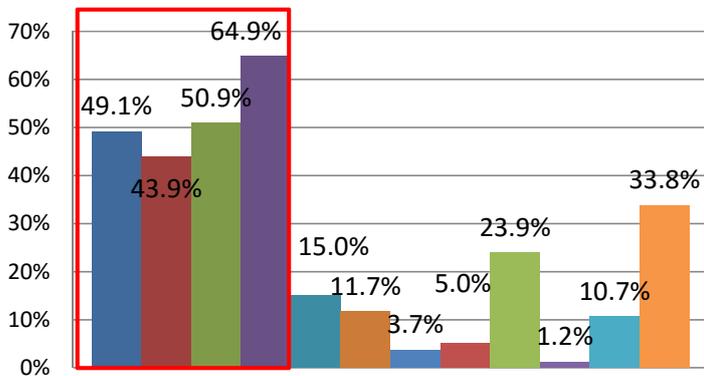
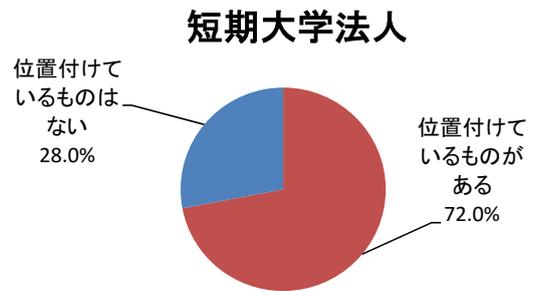
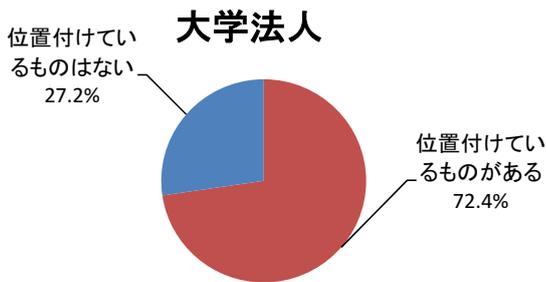


- 学部等の設置
- 理事長にかかる人事
- 学長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 寄付金の募集
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- その他

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項(※私立学校法第42条第2項)

※ 第四十二条(略)
2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとする事ができる。



- 予算・借入・財務処分
- 事業計画
- 寄付行為の変更
- 法人の合併・解散
- 収益事業に関する事項
- 学部等の設置
- 理事長にかかる人事
- 学長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- 寄付金の募集

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

(参考)寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項

※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模別、及び設置する大学の設立年度別に見ると、評議員会への諮問事項のうち、評議員会の議決を要するものと位置付けている事項があるか否かについて、多少の差が見られる。しかし、いずれの内容を議決を要する事項と位置付けているかについては、入学定員規模別及び設立年度別のいずれで見ても、あまり差は見られない。

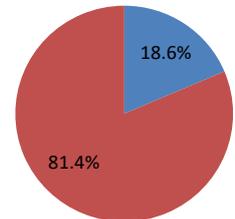
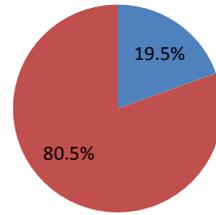
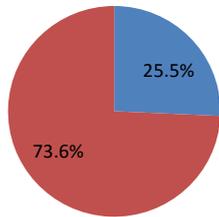
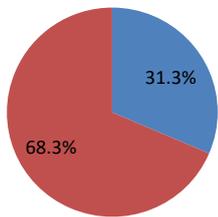
《入学定員規模別》

～499人

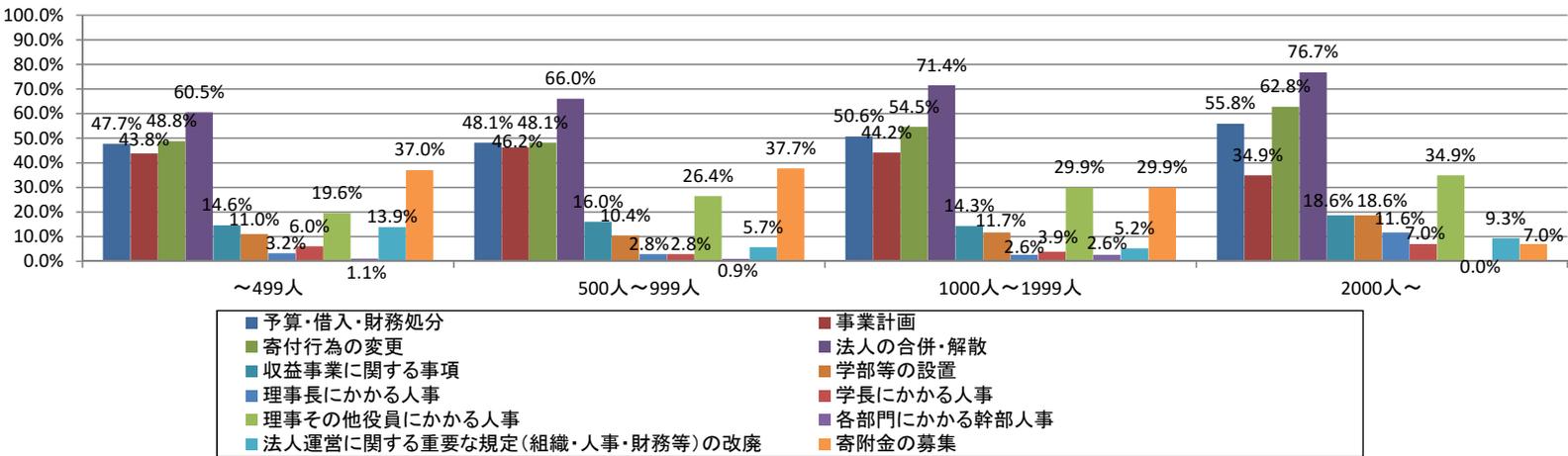
500人～999人

1000人～1999人

2000人～



■ 位置付けているものはない
■ 位置付けているものがある



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

(参考)寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項

※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模別、及び設置する大学の設立年度別に見ると、評議員会への諮問事項のうち、評議員会の議決を要するものと位置付けている事項があるか否かについて、多少の差が見られる。しかし、いずれの内容を議決を要する事項と位置付けているかについては、入学定員規模別及び設立年度別のいずれで見ても、あまり差は見られない。

《設立年度別》

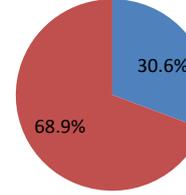
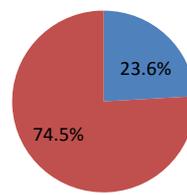
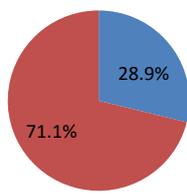
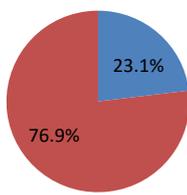
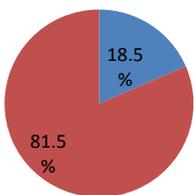
～1945年

1946年～1960年

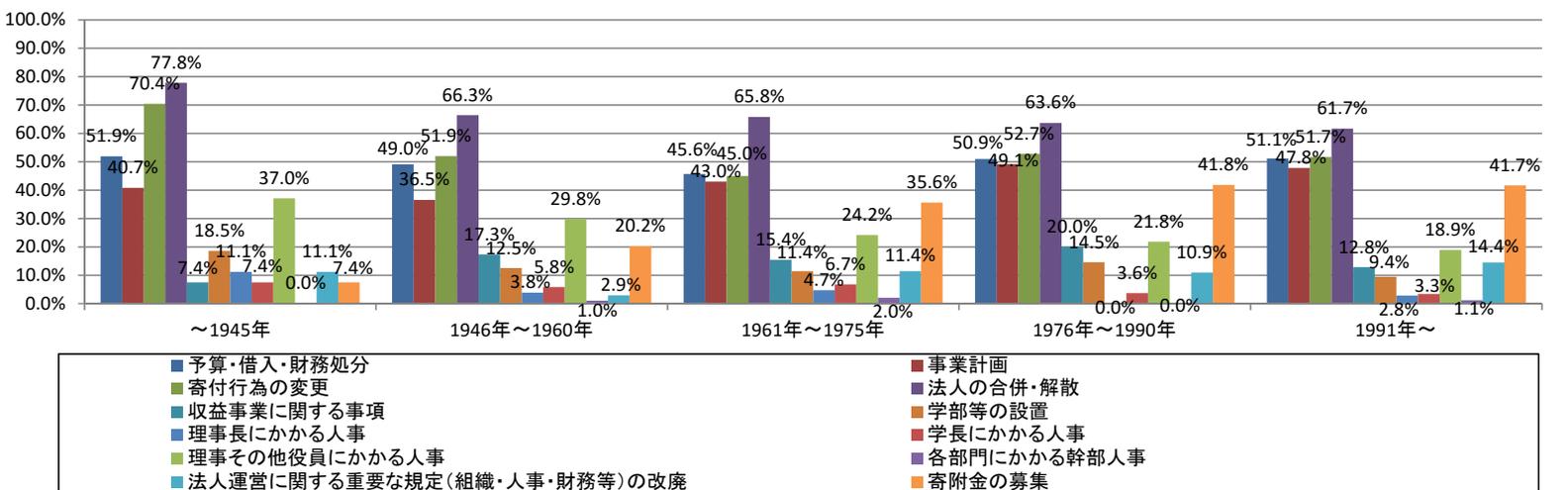
1961年～1975年

1976年～1990年

1991年～



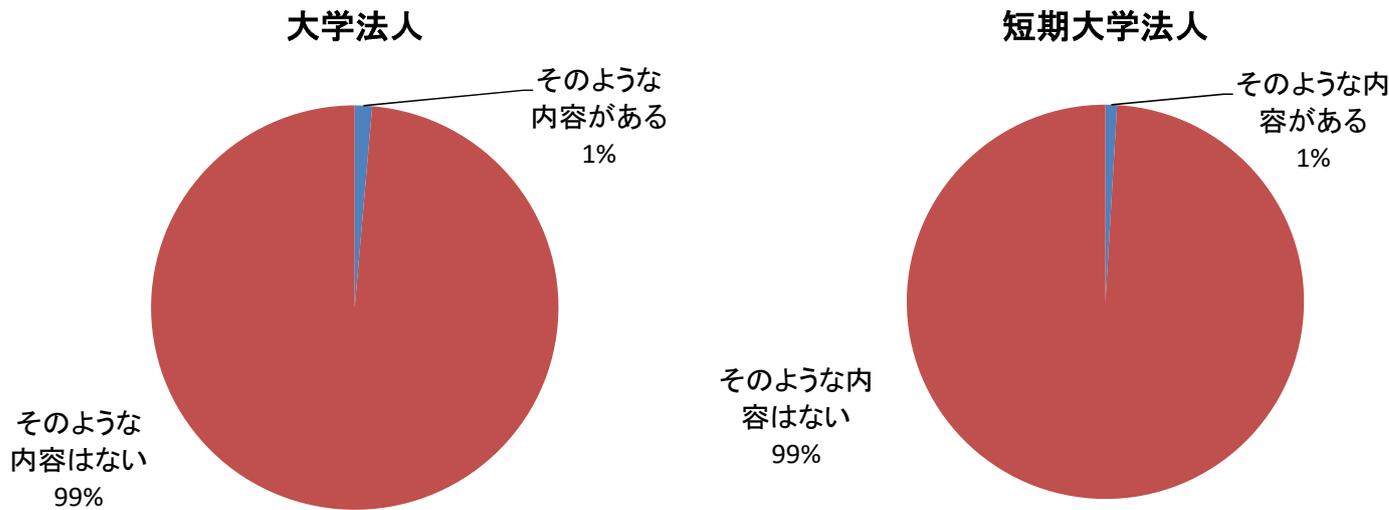
■ 位置付けているものはない
■ 位置付けているものがある



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

評議員会により否定された内容

過去3年間(平成22~24年度)の中で、理事会の諮問に対して、評議員会が否定の意見を示した内容があると回答した学校法人は、ほとんど存在しない。

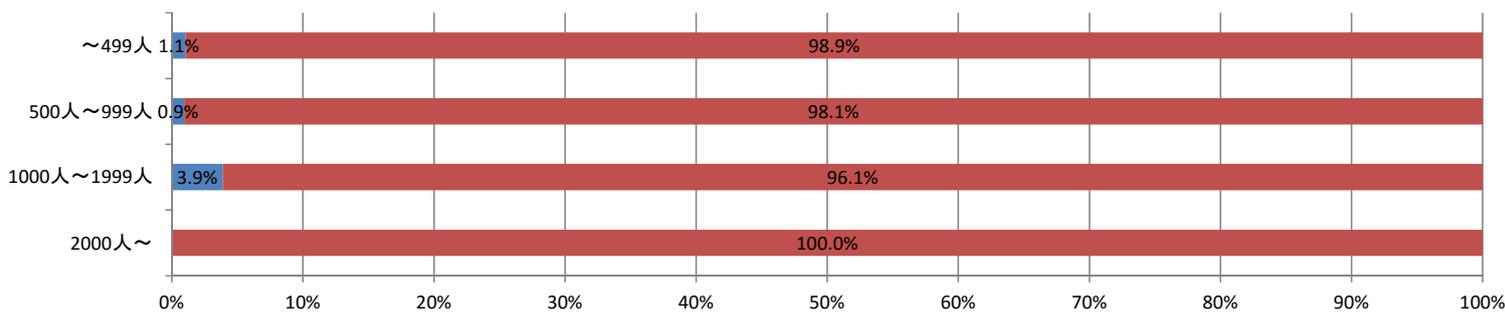


(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

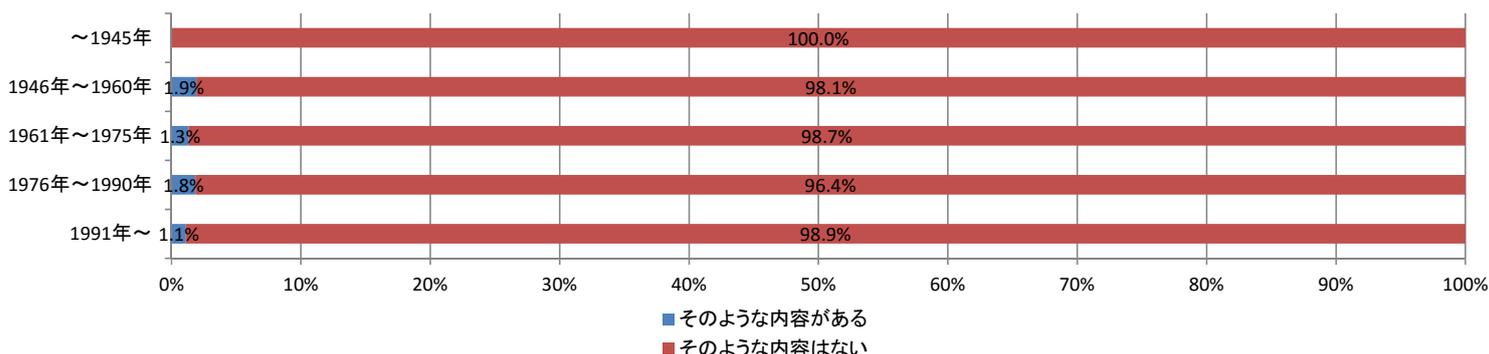
(参考)評議員会により否定された内容 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によらず、ほぼ全ての大学法人が、理事会の諮問に対して、評議員会が否定の意見を示した内容はないと回答している。

《入学定員規模別》



《設立年度別》



(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

4. 監事について

監事（国公私）

【監事の任命】

- 国立大学法人：**文部科学大臣が任命**。外部監事を含まなければならない。
- 公立大学法人：**設立団体の長が任命**。財務管理、経営管理など優れた識見を有し、監査実務に精通している者。
- 学校法人（私立大学）：評議員会の同意を得て、**理事長が任命**。外部監事を含まなければならない。

【監事の職務】

- 監事の監査の対象とするのは、「財務・会計」だけでなく、**法人の「業務」全体**。
- 特に、大学全体や各学部・研究科の業務執行状況を評価するためには、**監事が教育研究についても、適切に監査することが求められている**。

【非常勤監事】

監事に占める**非常勤監事の割合**は、**国立大学で72.1%、私立大学で93.8%**。

※監事を非常勤としている主な理由

- ・組織規模・予算規模の考慮
- ・常勤で就任可能な適任者がいない
- ・予算の制約

【監事の監査業務を支援する体制（例）】

- ・**内部監査室**が監事の業務を補助・支援
- ・監事の下に、**専任の組織や人員を配置**

○私立学校法第37条

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
- 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 四 ・・監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

○国立大学法人法第11条

- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

第11条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

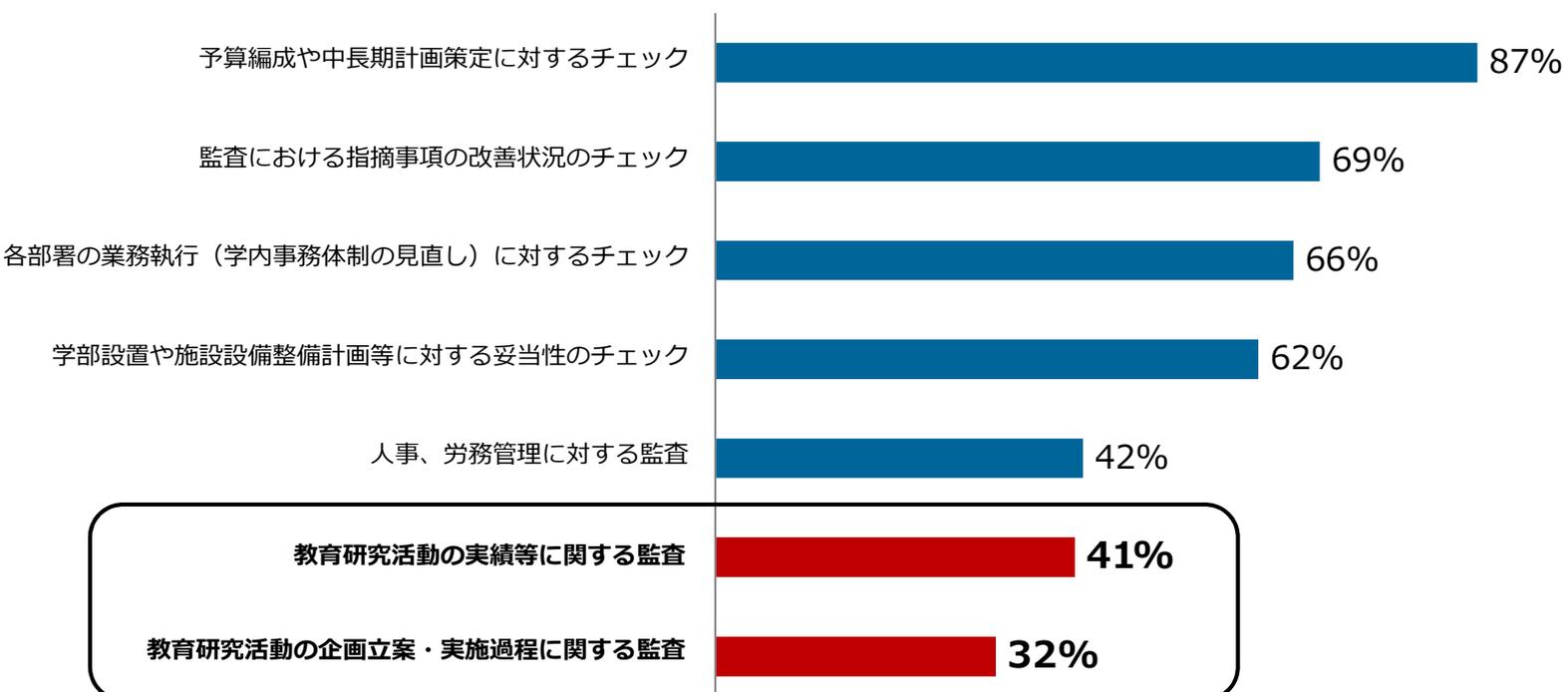
○地方独立行政法人法第13条

- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

84

業務監査の内容（学校法人）

- 業務監査の内容として、「教育研究活動の実績等に関する監査」「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」を行っている法人は約3～4割にとどまる。



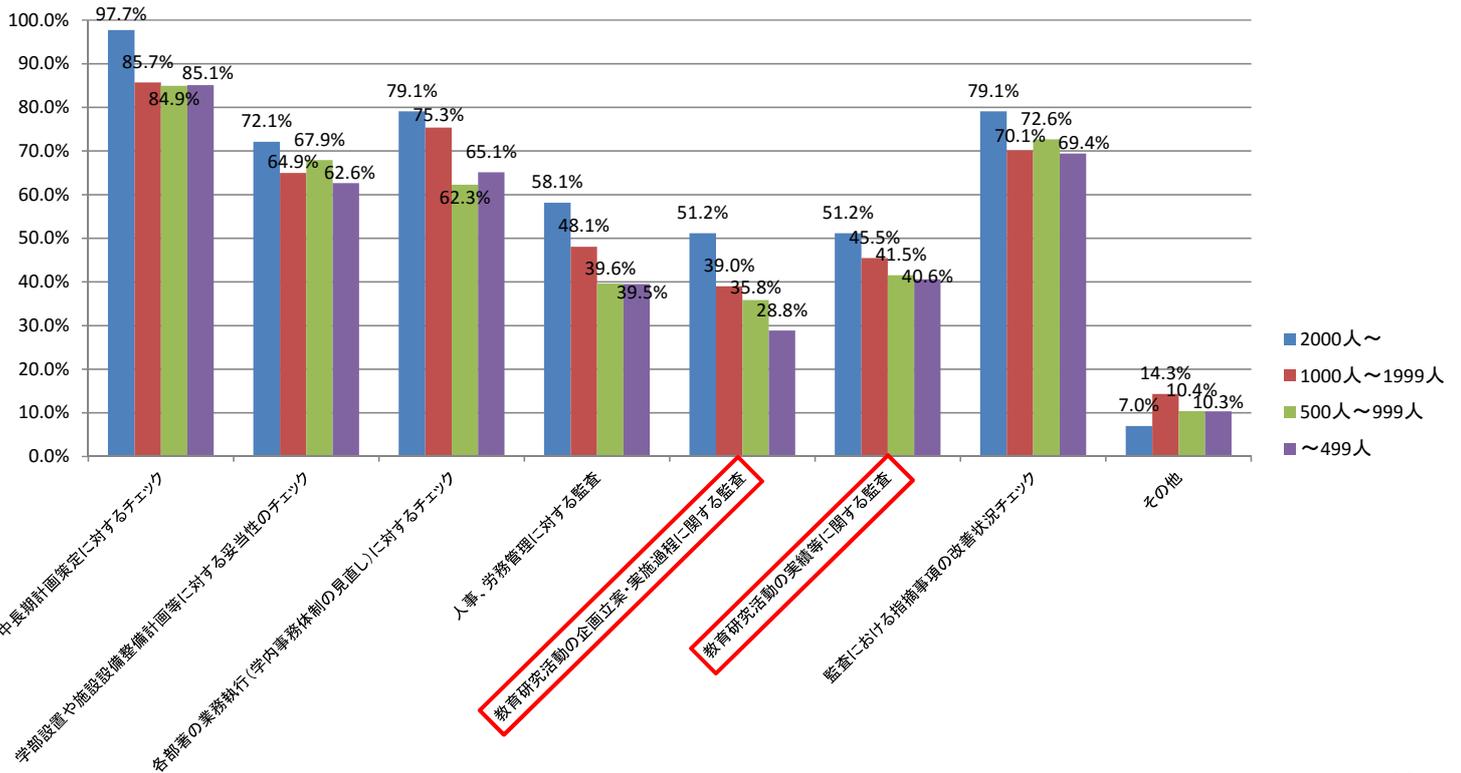
（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

(参考) 業務監査の内容 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

○ 大学法人が、業務監査の内容として「教育研究活動の実績等に関する監査」「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」を行っているか否かについては、設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって差が見られる。

≪入学定員規模別≫

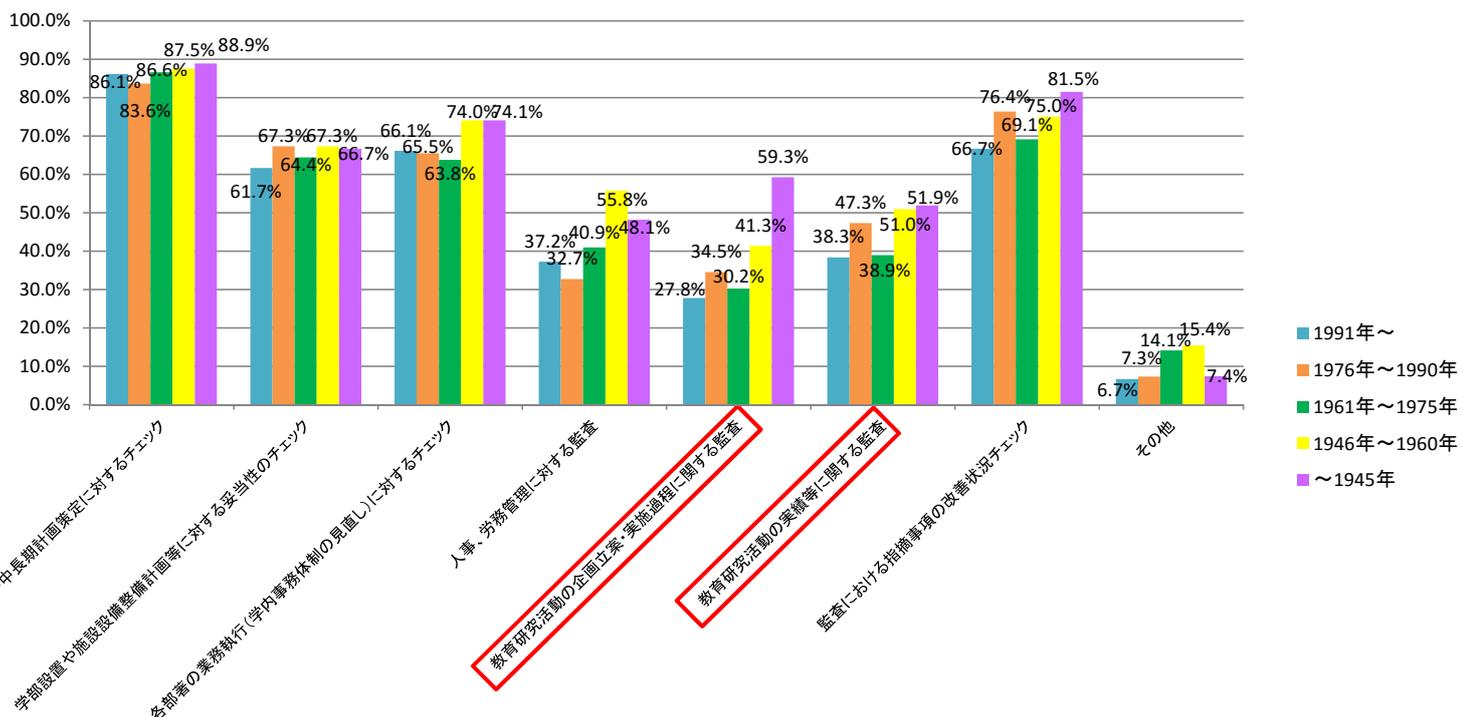


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。 86

(参考) 業務監査の内容 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

○ 大学法人が、業務監査の内容として「教育研究活動の実績等に関する監査」「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」を行っているか否かについては、設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって差が見られる。

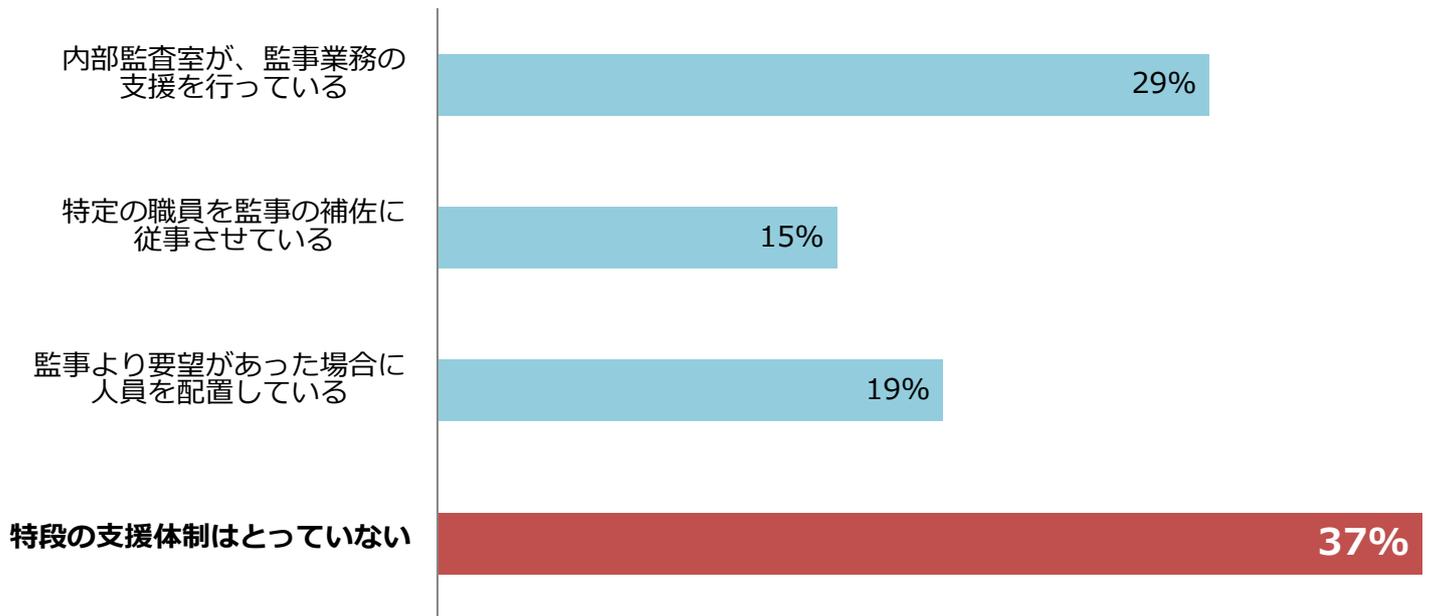
≪設立年度別≫



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。 87

監事のサポート体制（学校法人）

○ 監事監査実施のための法人内のサポート体制として、特段の支援体制を取っていない学校法人は約4割。



(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

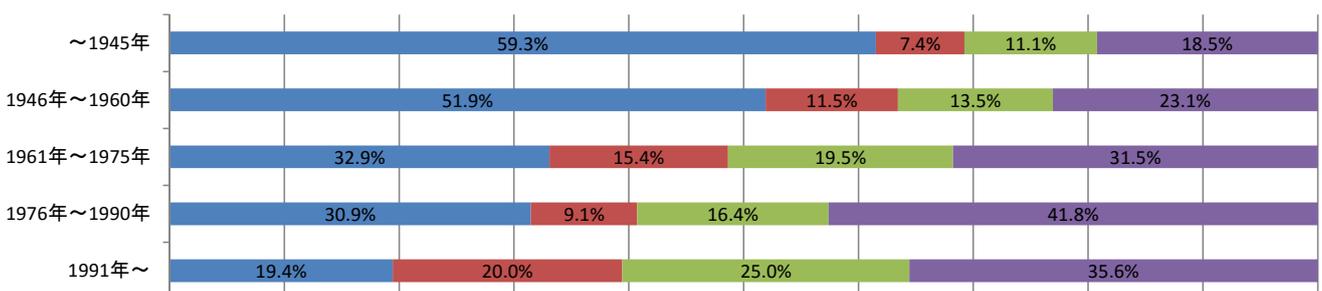
（参考）監事のサポート体制 ※大学法人が設置する大学の入学定員規模別・設立年度別

○ 大学法人における監事監査実施のためのサポート体制の整備状況については、その大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって差が見られる。

《入学定員規模別》



《設立年度別》

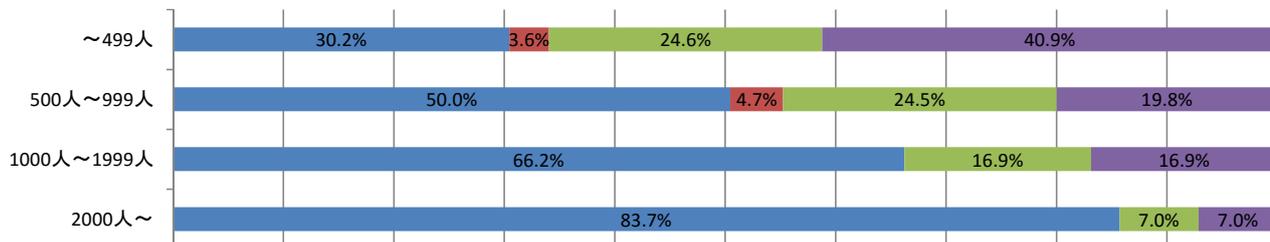


■ 内部監査室が、監事の業務の支援を行っている ■ 特定の職員を監事の補佐に従事させている
 ■ 監事より要望があった場合に人員を配置している ■ 特段の支援体制はとっていない

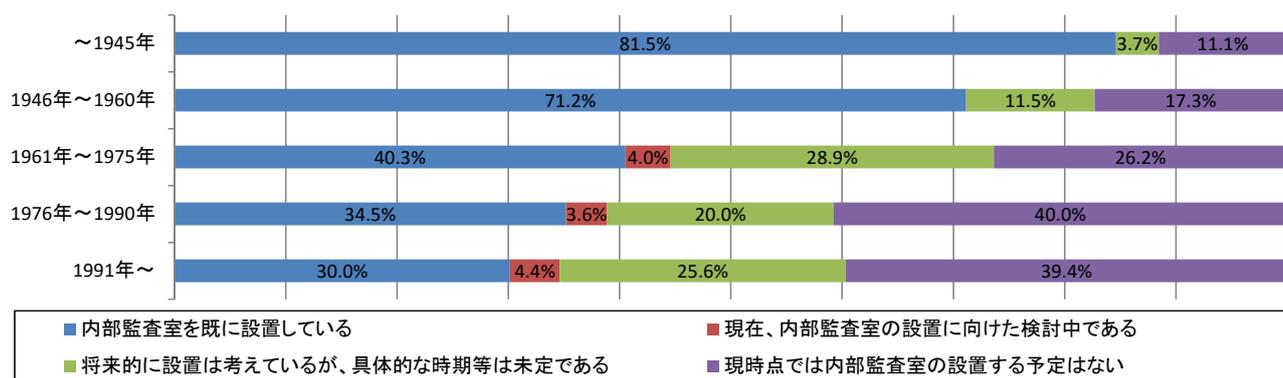
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

○ 大学法人における内部監査室の設置状況については、その大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び設置する大学の設立年度によって差が見られる。

《入学定員規模別》



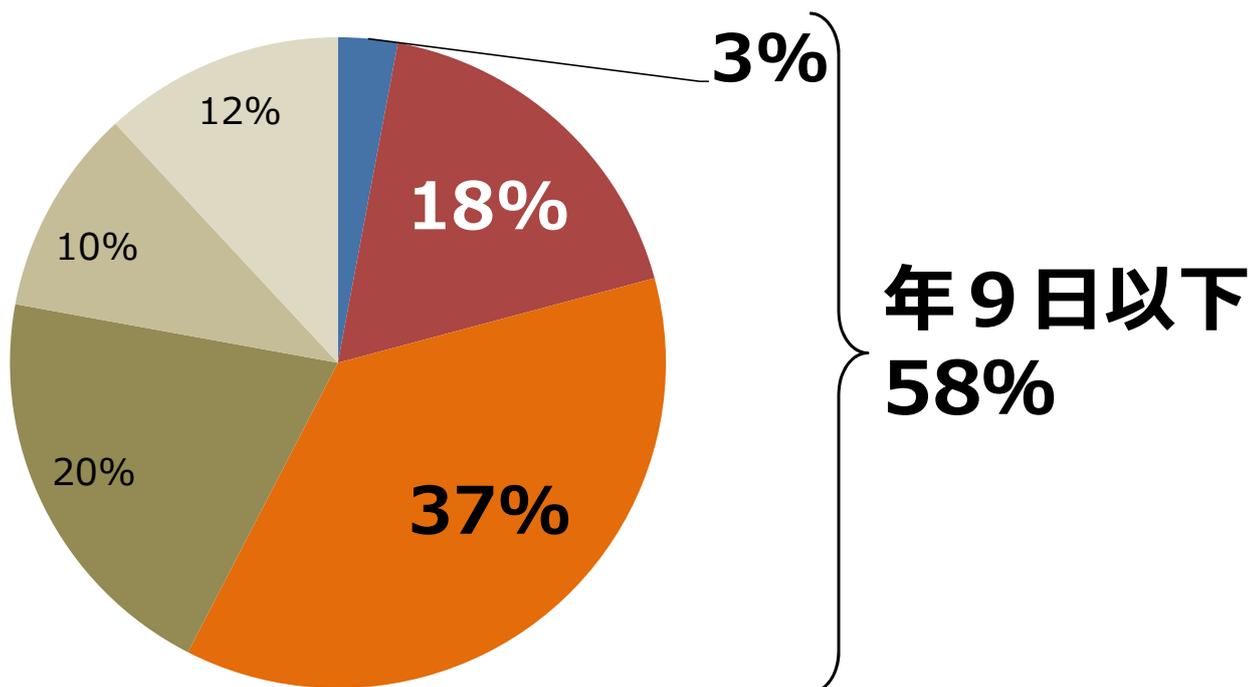
《設立年度別》



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

非常勤監事の出勤日数 (学校法人)

○ 6割近くの法人で、非常勤監事の出勤日数が年9日以下である。



■ 0日 ■ 1日～4日 ■ 5日～9日 ■ 10日～14日 ■ 15日～19日 ■ 20日～
(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

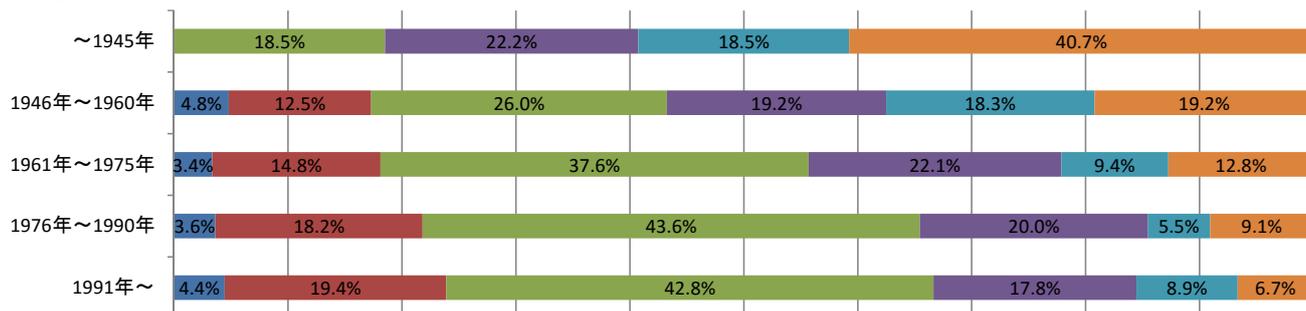
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

○ 大学法人における非常勤監事の出勤日数は、その大学法人が設置する大学の入学定員規模、及び大学の設立年度によって差が見られる。

《入学定員規模別》



《設立年度別》

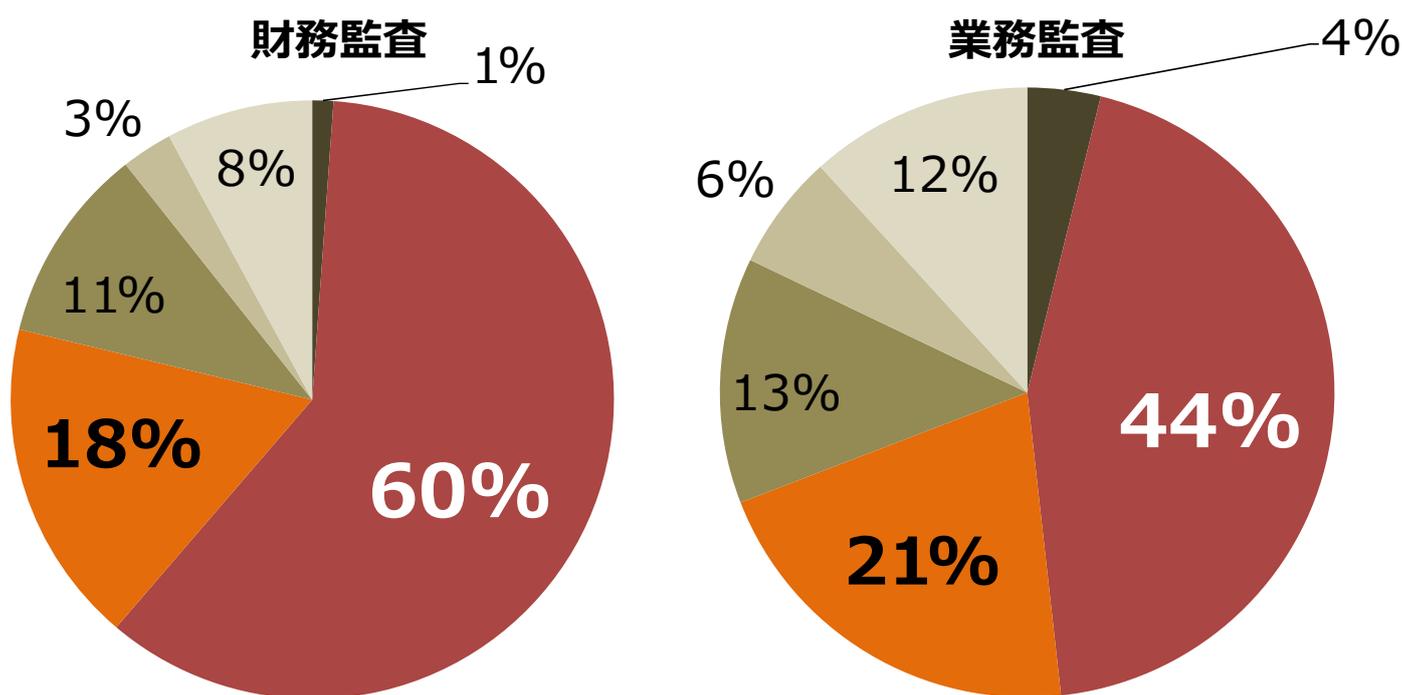


■ 0日 ■ 1日～4日 ■ 5日～9日 ■ 10日～14日 ■ 15日～19日 ■ 20日～

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

財務監査・業務監査の日数

○ 財務監査・業務監査いずれも、監査に要した日数は「1～4日」が最も多く、次いで「5～9日」が多い。



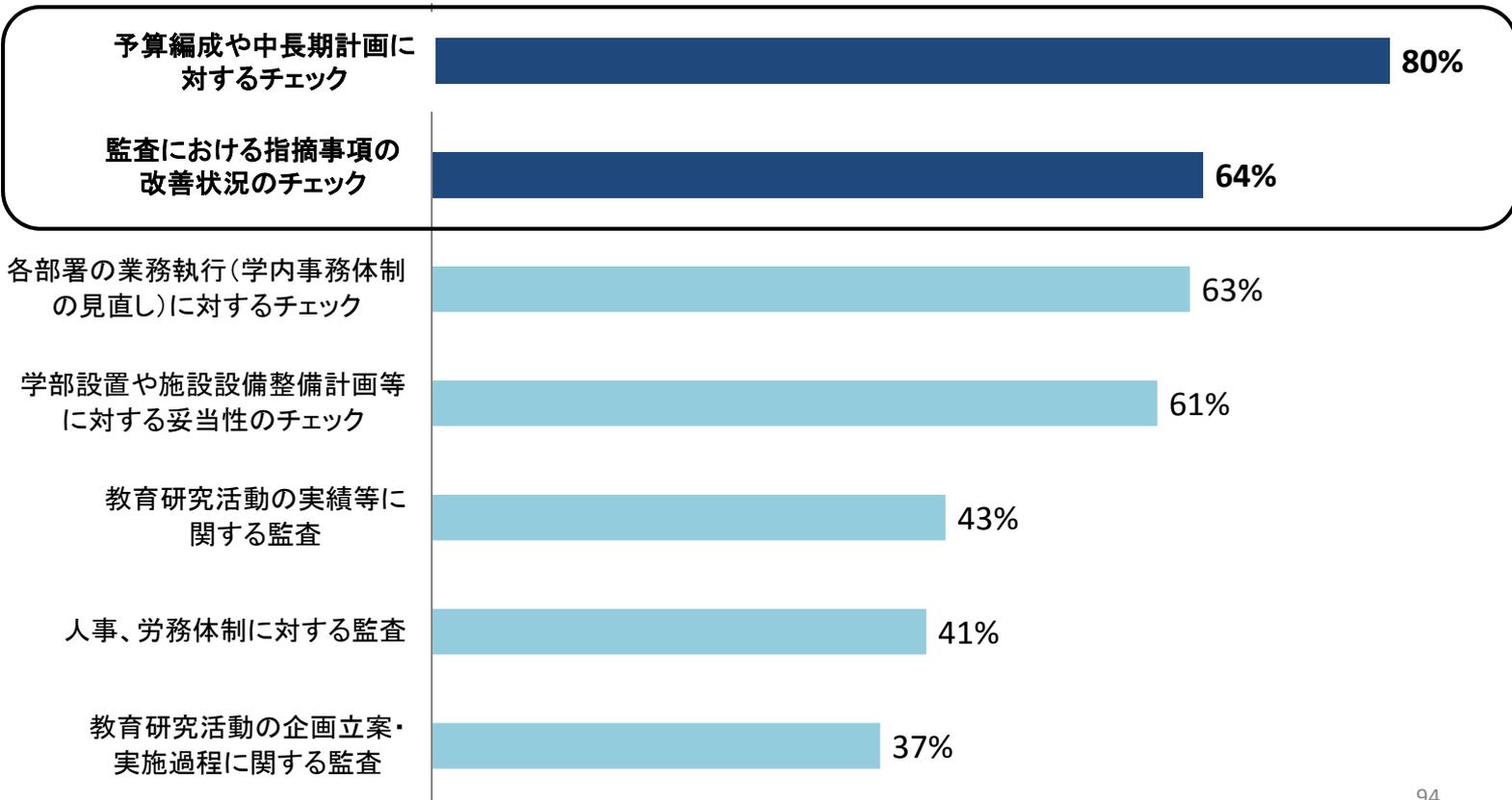
■ 0日 ■ 1日～4日 ■ 5日～9日 ■ 10日～14日 ■ 15日～19日 ■ 20日～

(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

監事に今後期待する役割

○ 「予算編成や中長期計画に対するチェック」や「監査における指摘事項の改善状況のチェック」に対する期待が高い。

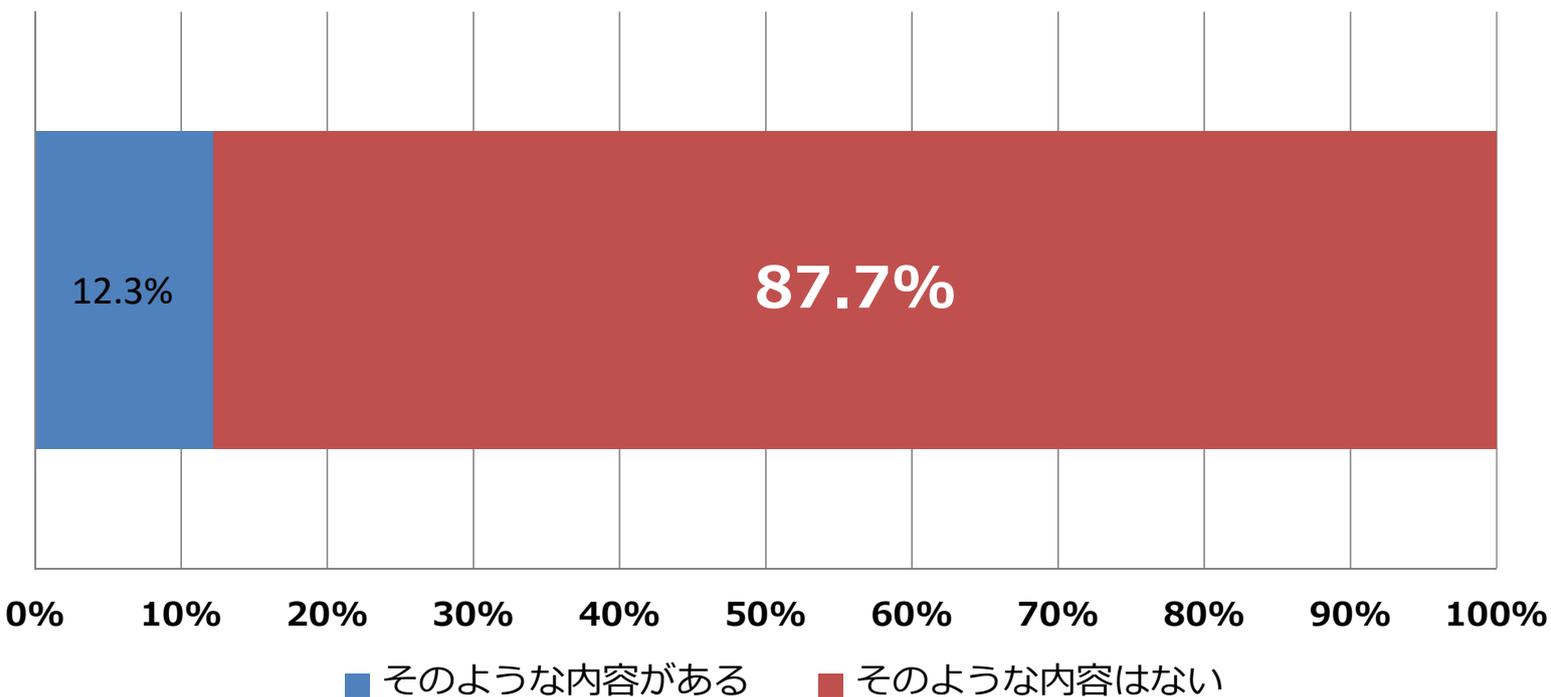


94

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

業務監査における是正意見

○ 9割弱の法人において、監事の業務監査の際に、法人や大学運営に関する重要事項に対する是正意見が出されていない。

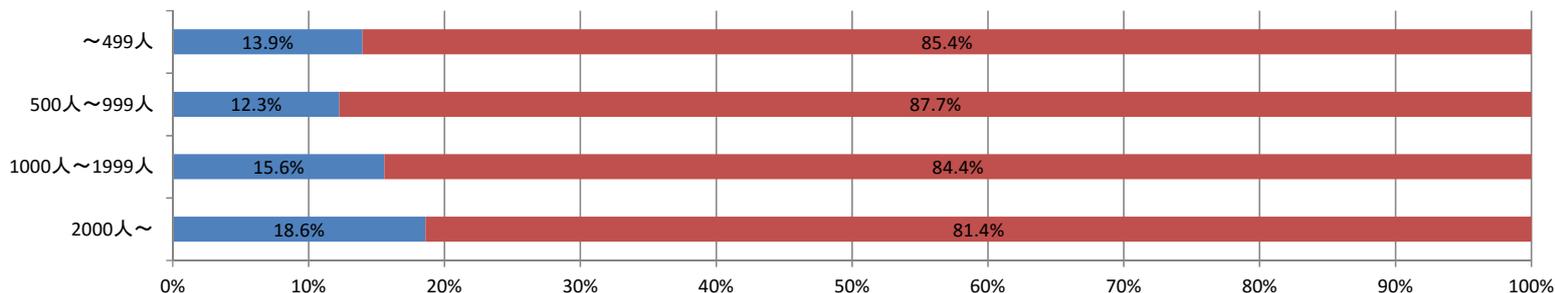


(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

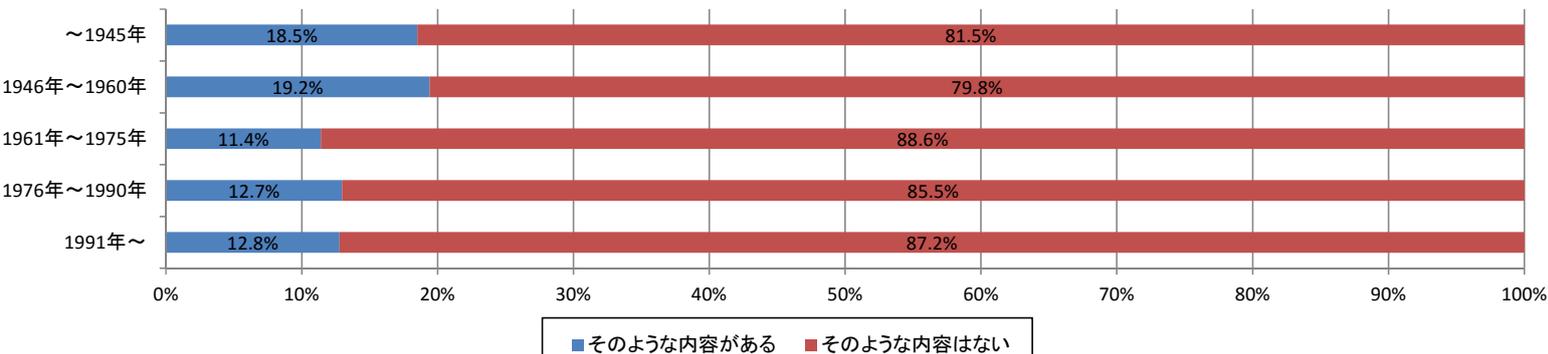
(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

○ 設置する大学の入学定員規模及び設立年度によらず、多くの大学法人において、監事の業務監査の際に、法人や大学運営に関する重要事項に対する是正意見が出されていない。

《入学定員規模別》



《設立年度別》



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

5. 情報公開の状況等について

私学法上の情報公開制度の概要

○ 私立学校法

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(抜粋)

平成16年7月23日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部長通知

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。なお、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあつては、これらを閲覧に供すれば足りること。

(2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

② 当該学校法人と雇用契約にある者

③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

(3) 小規模法人への配慮等について

各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されること。

また、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

98

【参考】資金収支計算書の場合(抜粋)

【16年通知に示す様式参考例】

収入の部
科 目
学生生徒等納付金収入
手数料収入
寄付金収入
補助金収入
資産運用収入
資産売却収入
事業収入

収入の部合計

支出の部

科 目
人件費支出
教育研究経費支出
管理経費支出
借入金等利息支出
借入金等返済支出
施設関係支出
設備関係支出

支出の部合計

【学校法人会計基準に基づく記載科目】

収入の部	
科 目	
大 科 目	小 科 目
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実収料収入 施設設備資金収入
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入
収入の部合計	

支出の部

科 目	
大 科 目	小 科 目
人件費支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出
管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出
支出の部合計	

99

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注)本調査において以下のように規定する。

- ①「財務情報等」とは、平成26年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書をいう。
- ②「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット類を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1)調査の状況

- ・大学を設置している学校法人(放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く)(以下「大学法人」)
…556法人
- ・大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人(以下「短大法人等」)
…110法人
- ・合計…666法人

(2)回答の状況

- ・回答した学校法人…666法人(100%)

3 調査の時点

平成27年10月1日現在

財務情報の一般公開の状況について(1-1)

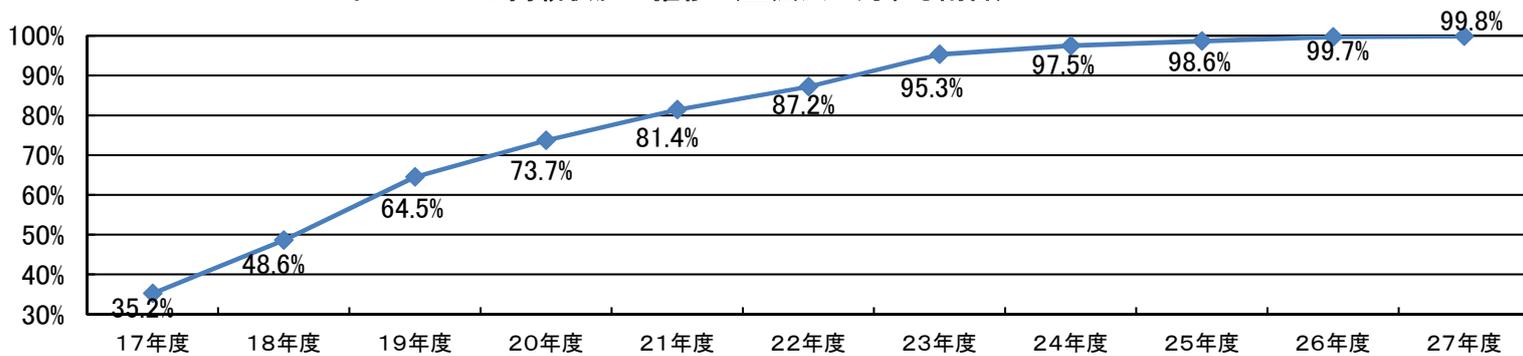
(1)一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成27年度	556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
	(平成26年度)	(554) (100.0%)	(112) (100.0%)	(666) (100.0%)
一般公開を行っている法人		556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
		(553) (99.8%)	(112) (100.0%)	(665) (99.8%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
	広報誌等の刊行物に掲載	300 (54.0%)	33 (30.0%)	333 (50.0%)
	学内掲示板等に掲示	66 (11.9%)	21 (19.1%)	87 (13.1%)

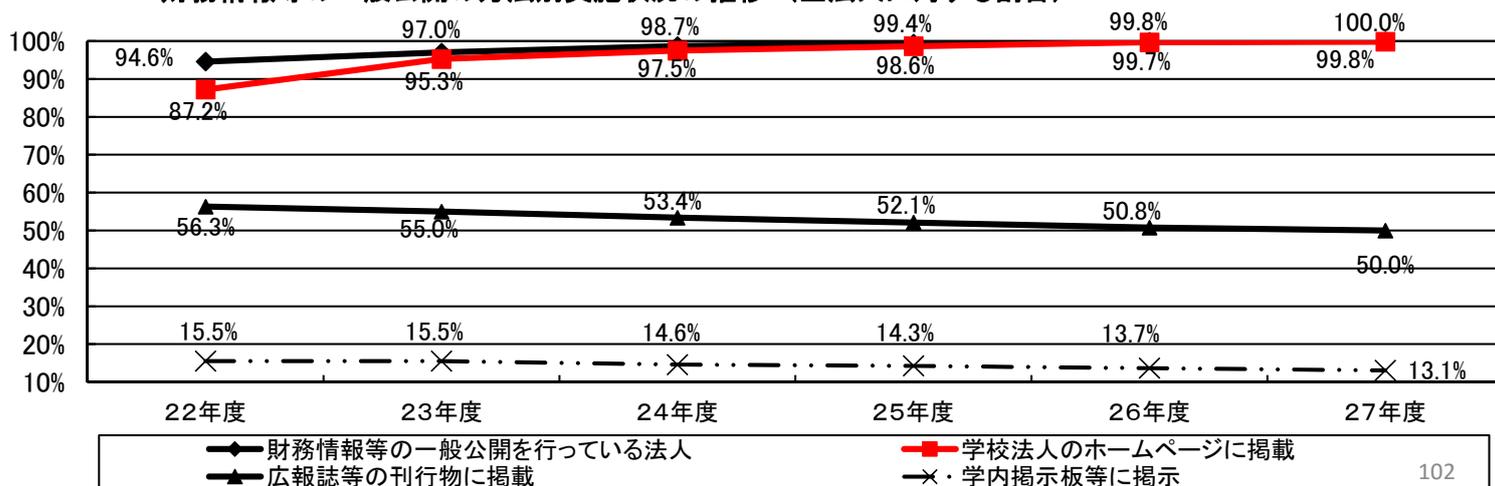
注：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

財務情報の一般公開の状況について（1-2）

ホームページ掲載状況の推移（全法人に対する割合）



財務情報等の一般公開の方法別実施状況の推移（全法人に対する割合）



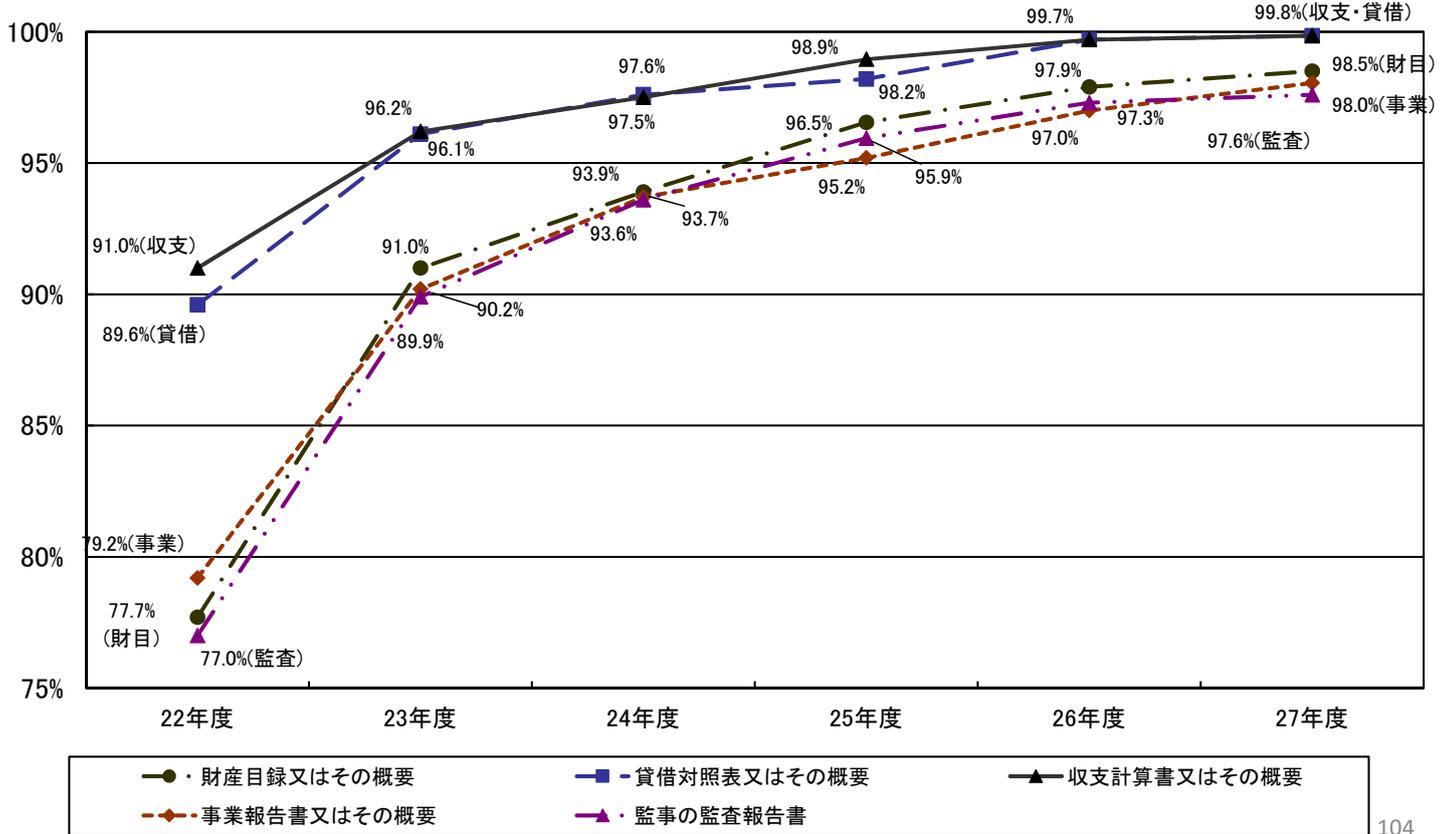
財務情報の一般公開の状況について（2-1）

（2）一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	556	110	666
財産目録又はその概要	547 (98.4%)	109 (99.1%)	656 (98.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	547 (98.4%)	108 (98.2%)	655 (98.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	73 (13.1%)	14 (12.7%)	87 (13.1%)
貸借対照表又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	278 (50.0%)	32 (29.1%)	310 (46.5%)
うち小科目まで掲載しているもの	302 (54.3%)	44 (40.0%)	346 (52.0%)
収支計算書又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	296 (53.2%)	31 (28.2%)	327 (49.1%)
うち小科目まで掲載しているもの	203 (36.5%)	31 (28.2%)	234 (35.1%)
事業報告書又はその概要	545 (98.0%)	108 (98.2%)	653 (98.0%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	543 (97.7%)	108 (98.2%)	651 (97.7%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (13.8%)	12 (10.9%)	89 (13.4%)
監事の監査報告書	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	40 (7.2%)	12 (10.9%)	52 (7.8%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務書類等の一般公開の内容別実施状況の推移 (全法人に対する割合)



財務情報の一般公開の状況について（3）

(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		520 (93.5%)	92 (83.6%)	612 (91.9%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	464 (83.5%)	78 (70.9%)	542 (81.4%)
	各科目を平易に説明する資料	456 (82.3%)	79 (70.5%)	535 (80.3%)
		362 (65.1%)	58 (52.7%)	420 (63.1%)
	経年推移の状況が分かる資料	355 (64.1%)	56 (50.0%)	411 (61.7%)
		485 (87.2%)	82 (74.5%)	567 (85.1%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	477 (86.1%)	84 (75.0%)	561 (84.2%)
		431 (77.5%)	68 (61.8%)	499 (74.9%)
	グラフや図表を活用した資料	416 (75.1%)	69 (61.6%)	485 (72.8%)
		419 (75.4%)	64 (58.2%)	483 (72.5%)
学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	409 (73.8%)	59 (52.7%)	468 (70.3%)	
	361 (64.9%)	71 (64.5%)	432 (64.9%)	
		329 (59.4%)	64 (57.1%)	393 (59.0%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合、下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合計
学校法人のホームページに掲載	555	110	665
② 学校法人又は大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	546 (98.4%)	109 (99.1%)	655 (98.5%)

注1：例として、トップページ又はトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容(1)

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計	
全法人数	平成27年度	556	110	666	
	平成26年度	554	112	666	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	548 (98.6%)	104 (94.5%)	652 (97.9%)	
		544 (98.2%)	106 (94.6%)	650 (97.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	512 (92.1%)	99 (90.0%)	611 (91.7%)	
		510 (92.1%)	101 (90.2%)	611 (91.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	491 (88.3%)	99 (90.0%)	590 (88.6%)	
		490 (88.4%)	100 (89.3%)	590 (88.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	418 (75.2%)	88 (80.0%)	506 (76.0%)	
		412 (74.4%)	92 (82.1%)	504 (75.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	538 (96.8%)	106 (96.4%)	644 (96.7%)	
		536 (96.8%)	106 (94.6%)	642 (96.4%)	
	理事・監事について	518 (93.2%)	103 (93.6%)	621 (93.2%)	
		うち名簿を記載	376 (67.9%)	58 (51.8%)	434 (65.2%)
		うち概要を記載	142 (25.6%)	45 (40.2%)	187 (28.1%)
	評議員について	485 (87.5%)	93 (83.0%)	578 (86.8%)	
教職員について	535 (96.2%)	100 (90.9%)	635 (95.3%)		
	537 (96.9%)	104 (92.9%)	641 (96.2%)		
建学の理念・教育目標について	442 (79.5%)	86 (78.2%)	528 (79.3%)		
	438 (79.1%)	84 (75.0%)	522 (78.4%)		
法人の沿革について	455 (81.8%)	84 (76.4%)	539 (80.9%)		
	451 (81.4%)	85 (75.9%)	536 (80.5%)		

106

私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容(2)

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況について	550 (98.9%)	102 (92.7%)	652 (97.9%)
		545 (98.4%)	103 (92.0%)	648 (97.3%)
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況について	305 (54.9%)	61 (55.5%)	366 (55.0%)
		301 (54.3%)	60 (53.6%)	361 (54.2%)
	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するについて	121 (21.8%)	41 (37.3%)	162 (24.3%)
		131 (23.6%)	44 (39.3%)	175 (26.3%)
	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するについて	119 (21.4%)	45 (40.9%)	164 (24.6%)
		133 (24.0%)	46 (41.1%)	179 (26.9%)
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するについて	105 (18.9%)	39 (35.5%)	144 (21.6%)
		105 (19.0%)	40 (35.7%)	145 (21.8%)
	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するについて	132 (23.7%)	36 (32.7%)	168 (25.2%)
		140 (25.3%)	38 (33.9%)	178 (26.7%)
	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するについて	246 (44.2%)	55 (50.0%)	301 (45.2%)
		247 (44.6%)	58 (51.8%)	305 (45.8%)
卒業生数、修了者数、学位授与数等の状況について	241 (43.3%)	61 (55.5%)	302 (45.3%)	
	237 (42.8%)	60 (53.6%)	297 (44.6%)	
卒業・修了後の状況(就職・進学等)について	301 (54.1%)	69 (62.7%)	370 (55.6%)	
	304 (54.9%)	68 (60.7%)	372 (55.9%)	
今後の課題について	178 (32.0%)	40 (36.4%)	218 (32.7%)	
	181 (32.7%)	38 (33.9%)	219 (32.9%)	

107

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容について	459 (82.6%)	82 (74.5%)	541 (81.2%)
		458 (82.7%)	84 (75.0%)	542 (81.4%)
	当該年度の決算の概要について	496 (89.2%)	86 (78.2%)	582 (87.4%)
		491 (88.6%)	86 (76.8%)	577 (86.6%)
	主な財務比率について	434 (78.1%)	68 (61.8%)	502 (75.4%)
		426 (76.9%)	71 (63.4%)	497 (74.6%)
主な施設設備の整備状況について	346 (62.2%)	64 (58.2%)	410 (61.6%)	
	330 (59.6%)	64 (57.1%)	394 (59.2%)	

注1：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合、下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

注3：「理事・監事について」「評議員について」の項目は平成27年度の法人数・割合。

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学の**アカウンタビリティの強化**、**進学希望者の適切な進路選択支援**、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

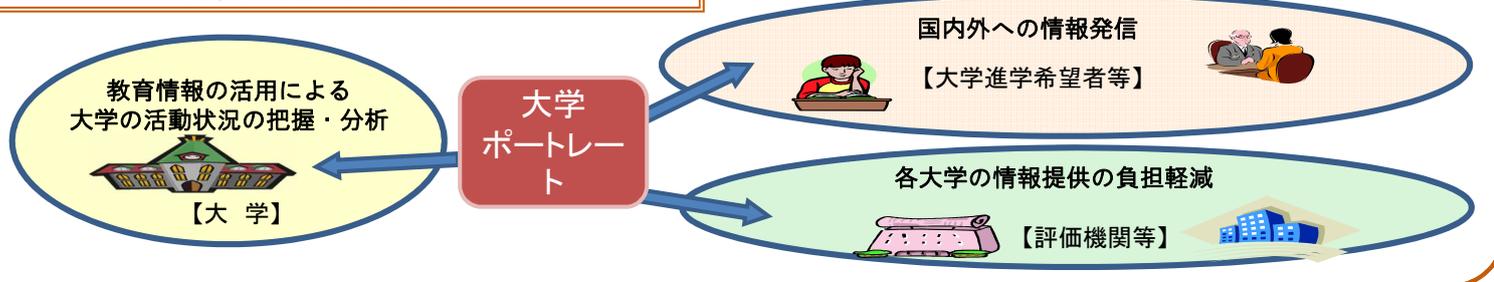
→ **エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速**。外部評価による**質保証システムの強化**。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ **大学運営の効率性の向上**

平成27年3月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報(※)の発信を開始。

大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業生数・修了者数、進学者数・就職者数)

◆ 日本にある1000以上の大学・短期大学が、
教育情報を大学ポータルサイトのウェブサイトを通じて公表

◇大学ポータルサイトの参加状況

(平成29年2月現在)

区 分	大 学				短 期 大 学		合 計
	国 立	公 立	私 立	株 立	公 立	私 立	
学 校 数	86	88	598	4	17	312	1,105
参 加 校 数	86	73	581	3	13	302	1,058
割 合	100.0%	83.0%	97.2%	75.0%	76.5%	96.8%	95.7%

※国公立大学・短期大学、株式会社立大学の参加校数については、平成28年度参加意向確認の回答に基づく。

※私立大学・短期大学の学校数、参加校数については、学生募集を停止した学校を除き、平成28年4月に開学した学校を含む。

6. 中長期計画の策定等の状況について